

周術期等口腔機能管理 算定ガイドブック

泉区歯科医師会

VE & 周術期特別委員会作成

医療保険委員会監修

(2023. 11. 15 改訂版)

＜周術期等口腔機能管理について＞

周術期等口腔機能管理とは、術後等の誤嚥性肺炎等の合併症の軽減を目的として、がん治療などを実施する医師との連携の下、患者の入院前から退院後を含めて、歯科が一連の包括的な口腔機能管理を行っていくものである。

周術期等口腔機能管理を実際に行う場合、大きく分けると以下の3通りのパターンがある。

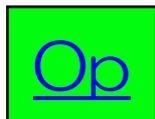
1. 手術を行う場合
2. 化学療法や放射線治療（ケモラジ※）又は緩和ケアを行う場合
3. 化学療法や放射線治療（ケモラジ※）後、手術を行う場合

※ケモラジとは：Chemotherapy（ケモセラピー）、Radiotherapy（ラジオセラピー）のそれぞれの頭文字をとって、2つの治療法の総称としています。

更に場合分けすることにより、周術期等口腔機能管理は下記の[A]~[H]の8つに分類される。

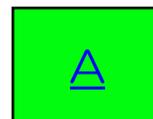
 Click to Jump

1. 手術における周術期管理 :

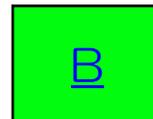


Op I : 周計を『自院』で算定する場合

Op I ① : 予定手術における周術期管理

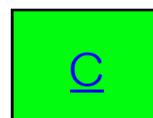


Op I ② : 緊急手術後の周術期管理 (術前の周 I が不在の場合)



Op II : 周計を『紹介元病院』又は『他医院』で算定する場合

Op II ① : 予定手術における周術期管理 (周計がない場合)



Op II ② : 緊急手術後の周術期管理 (周計と術前の周 I が不在の場合)



2. ケモラジ又は緩和ケアにおける周術期管理 :



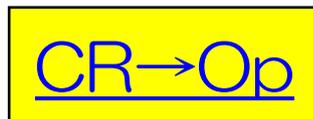
CR I : 周計を『自院』で算定する場合



CR II : 周計を『紹介元病院』又は『他医院』で算定する場合



3. ケモラジ後手術における周術期管理 :



CR→Op I : 周計を『自院』で算定する場合



CR→Op II : 周計を『紹介元病院』又は『他医院』で算定する場合



1. 手術における周術期管理：

悪性腫瘍の手術や、心臓血管外科手術（冠動脈ステント治療(PCI)を含む）、整形外科手術、臓器移植、造血幹細胞移植、脳卒中に対する手術の際に、下記を目的として周術期の口腔機能管理が必要である。

手術における周術期等口腔機能管理の目的

- ・ 周術期において、歯周疾患の急性発作を予防すること。
- ・ 気管内挿管を安全に行えるようにすること。
- ・ 周術期の誤嚥性肺炎の発症や重篤化のリスクを減少させること。
- ・ 術後の口腔粘膜炎の予防
- ・ 術後の栄養障害の予防

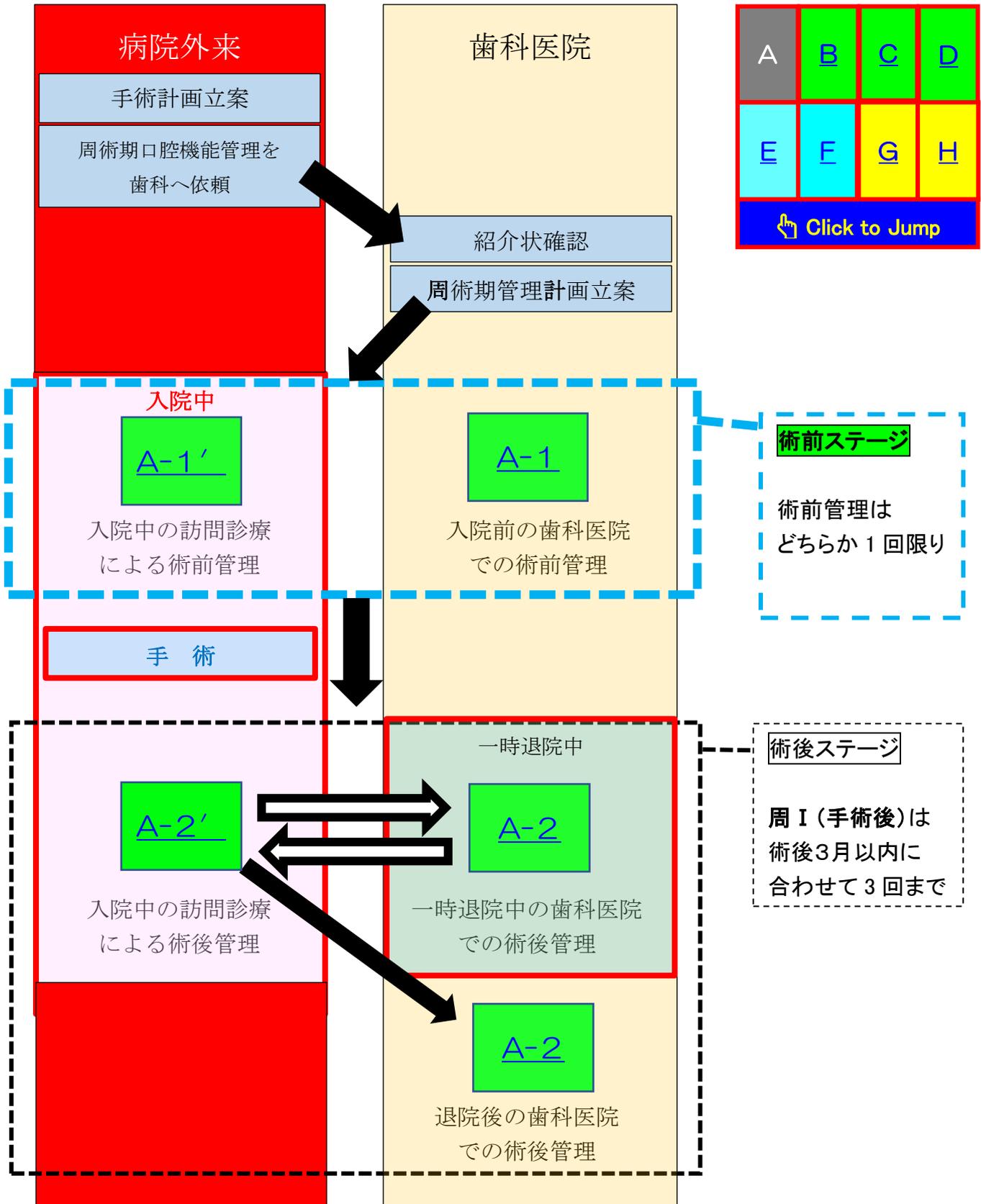
我々歯科医師に求められる処置内容

- ・ 手術前に、緊急性のあるう蝕や歯周病に対する治療（応急処置も含む）
（抜歯、抜髄、充填処置、歯周病初期治療）
- ・ 気管内挿管を行う際に、破折や脱落の可能性がある歯への事前対応
（暫間固定、抜歯、口腔内装置製作など）
- ・ 周術期の歯周基本治療および口腔ケア
（手術前後の口腔内衛生環境の改善、口腔粘膜の保湿・保護、ブラッシング指導）
- ・ 周術期のう蝕治療、歯周病治療、口腔ケア、補綴物管理および摂食嚥下機能の維持
（歯冠修復・欠損補綴処置、歯周基本治療、口腔ケア、摂食機能療法）

Op I ① 周計を『自院』で算定する、予定手術における周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



A-1

予定手術における術前周術期管理(歯科医院にて)

※注 既にA-1'を行っている場合はA-1を行うことはできない。

月日	部位	治療内容	点数
9/1		初診 外来環 1	264+23
		大腸がんの切除術予定のため、国際親善総合病院 外科から周術期の口腔機能管理依頼にて来院	
		9/7 に大腸がんの手術予定	
		パントモ (デジタル)	402
		周計 管理計画書 (別紙参照) (患者に文書提供) ③ (国際親善総合病院)	※ 300
		周 I (手術前) 管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) ③ (9月7日手術予定)	※ 280
		情 I (別紙参照)	※ 250
	$\frac{7}{7} \equiv \frac{7}{7}$	歯周基本検査 別紙記載	200
		スケーリング	72+38×5
		実地指 (患者に文書提供)	80

※周計と周 I (手術前) は 術前ステージ で1回限り算定できる。

※情 I は、必要に応じて月1回算定できる。

※歯清は、歯管、特疾管、歯在管を算定した患者に対して算定できるため、この場合は算定できない。

< **A-1** で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理計画策定料 【周計】 300 点

[対象患者]

- ・がん等に係る手術又は放射線治療、化学療法、緩和ケアを実施する患者
- ・心臓血管外科手術を実施する患者
- ・整形外科手術を実施する患者
- ・臓器移植手術を実施する患者
- ・造血幹細胞移植手術を実施する患者
- ・脳卒中に対する手術を実施する患者

[算定要件]

- ・上記治療を実施する保険医療機関からの文書による依頼が必要
- ・周術期等の口腔機能管理計画書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『依頼元保険医療機関名』

[算定回数・その他]

一連の治療を通じて 1 回限り

周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）【周Ⅰ】（手術前） 280 点

[対象患者]

周計の管理計画に基づき手術を予定する患者（周計参照）

[算定要件]

- ・手術前の周術期における口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『手術予定日』 ※『未定』でも可

[算定回数・その他]

- ・手術前 1 回のみ
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

診療情報提供料Ⅰ【情Ⅰ】 250 点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

（紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる）

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者 1 人につき、月 1 回限り

< A-1 で確認する事 >

手術を実施する保険医療機関（病院）からの周術期管理に関する紹介状

- ・手術を行う病院
- ・手術（予定）日 ※未定の場合は摘要欄に「手術日未定」と記載

< A-1 で作成する文書 >

- 1：受診報告書（任意）・・・・・・・・・・資料①
- 2：周術期等口腔機能管理計画書（周計の算定要件）・・・・資料②
- 3：周術期等口腔機能管理報告書（周 I の算定要件）・・・・資料③
- 4：診療情報提供文書（情 I）（任意）・・・・資料④

< A-1 で診療後に行う事 >

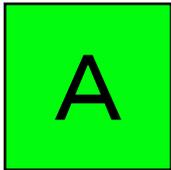
【〇〇病院 △△科へ】

- ・受診報告書（任意） ← FAXもしくは郵送
- ・診療情報提供文書（任意） ← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ

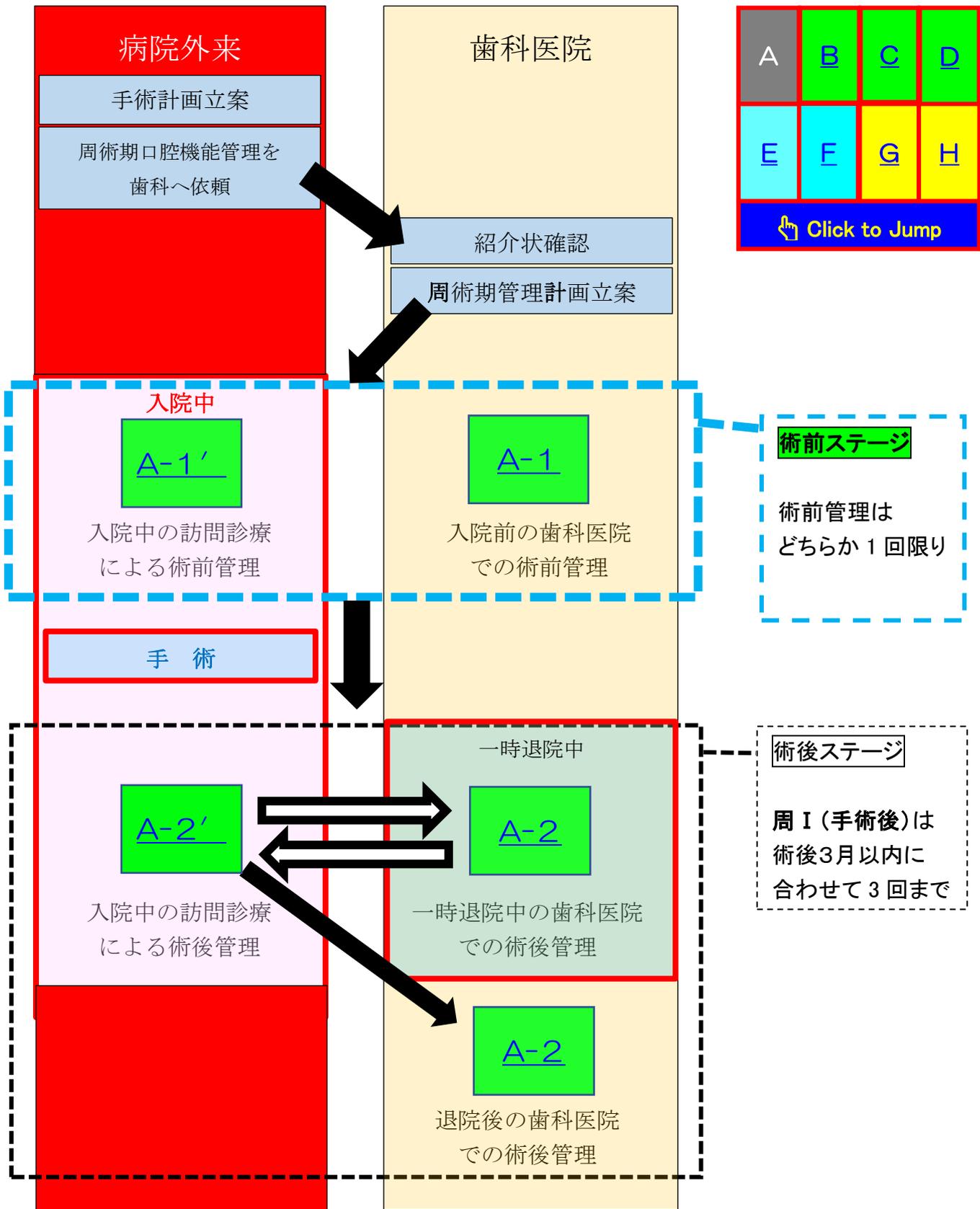
【患者さんへ文書提供】

- ・周術期等口腔機能管理計画書（周計の算定要件）・・・・資料②
- ・周術期等口腔機能管理報告書（周 I の算定要件）・・・・資料③

Op I ① 周計を『自院』で算定する、予定手術における周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



A-1'

予定手術における術前周術期管理(入院先への訪問診療)

周術期口腔機能管理をまだ行っていない入院中の患者さんに対し、手術までの間に、病院から依頼を受けた場合に訪問診療を行い、周術期等口腔機能管理を実施することができる。又は、歯科医院へ来院したが日程が足りず、入院後に周術期口腔機能管理を行う場合。
 ※注 既に **A-1** を行っている場合は **A-1'** を行うことはできない。

月日	部位	治療内容	点数
9/1		歯科訪問診療 1 10:13~10:36 摘 (訪問先: 国際親善総合病院)	1100
		周計 管理計画書 (別紙参照) (患者に文書提供) 摘 (国際親善総合病院)	300 ※
		周 I (手術前) 管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) 摘 (9月7日手術予定)	280 ※
		歯科訪問診療補助加算 歯科衛生士: ○○△△	115
		訪問歯科衛生指導料 1人 10:38~11:02 歯間部清掃をまめに行うように指導させた 歯科衛生士: ○○△△	360
	7/7	歯周基本検査 別紙記載	200
		スケーリング	72+38×5
		術口衛 1 歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	100 ※
		情 I (別紙参照)	250 ※

- ※周計と周 I (手術前) は、**術前ステージ** で 1 回限り算定できる。
- ※術口衛 1 は、周 I を算定した患者が入院中に、術前・術後それぞれ 1 回限り算定できる。
 術口衛 1 は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できないが、同一初診内で歯管、特疾管、歯在管を算定している場合は、代わりに歯清が原則 2 月に 1 回算定できる。
- ※情 I は、必要に応じて月 1 回算定できる。

< **A-1'** で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理計画策定料 【周計】 300 点

[対象患者]

- ・がん等に係る手術又は放射線治療、化学療法、緩和ケアを実施する患者
- ・心臓血管外科手術を実施する患者
- ・整形外科手術を実施する患者
- ・臓器移植手術を実施する患者
- ・造血幹細胞移植手術を実施する患者
- ・脳卒中に対する手術を実施する患者

[算定要件]

- ・上記治療を実施する保険医療機関からの文書による依頼が必要
- ・周術期等の口腔機能管理計画書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『依頼元保険医療機関名』

[算定回数・その他]

一連の治療を通じて1回限り

周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）【周Ⅰ】（手術前） 280 点

[対象患者]

周計の管理計画に基づき手術を予定する患者（周計参照）

[算定要件]

- ・手術前の周術期における口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『手術予定日』 ※『未定』でも可

[算定回数・その他]

- ・手術前1回のみ
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置1【術口衛1】 100 点

[対象患者]

周Ⅰ又は周Ⅱを算定した入院中の患者

（参考：周Ⅲを算定した患者は入院中でなくてもよい）

[算定要件]

- ・歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・周Ⅰ又はⅡを算定した月に術前1回限り（術後も1回限り）
（参考：周Ⅲを算定した月は、月2回）
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

診療情報提供料 I 【情 I】 250 点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

(紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる)

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者 1 人につき、月 1 回限り

< A-1' で確認する事 >

手術を実施する保険医療機関（病院）からの周術期管理に関する紹介状

- ・手術を行う病院
- ・手術（予定）日 ※未定の場合は摘要欄に「手術日未定」と記載

< A-1' で作成する文書 >

- 1 : 受診報告書（任意）・・・・・・・・・・資料①
- 2 : 周術期等口腔機能管理計画書（周計の算定要件）・・・・資料②
- 3 : 周術期等口腔機能管理報告書（周 I の算定要件）・・・・資料③
- 4 : 診療情報提供文書（情 I）（任意）・・・・・・・・・・資料④
- 5 : 歯科衛生士業務に関する記録（術口衛 1 の算定要件）・・資料⑤

< A-1' で診療後に行う事 >

【〇〇病院 △△科へ】

- ・受診報告書（任意） ← FAXもしくは郵送
- ・診療情報提供文書（任意） ← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ

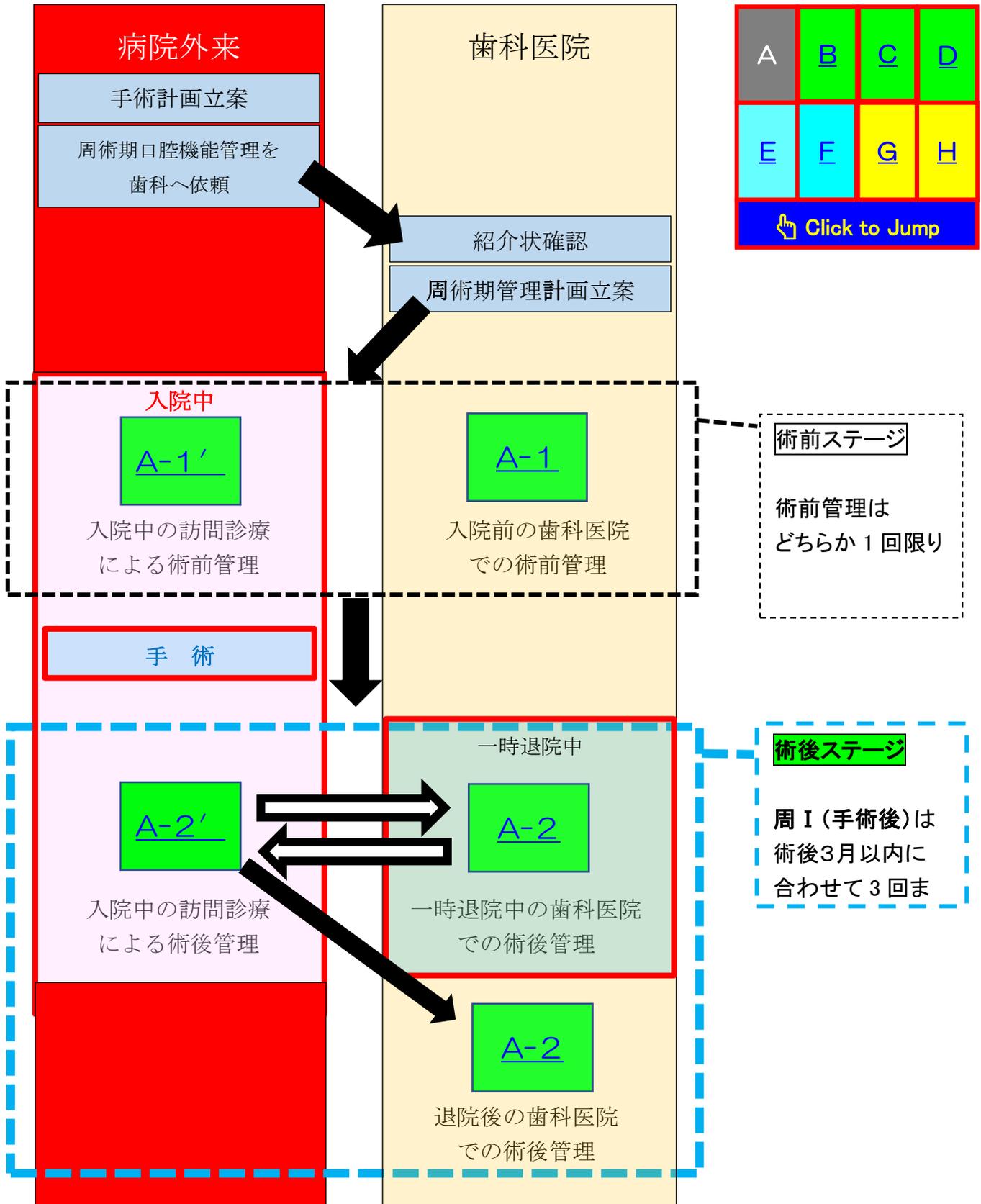
【患者さんへ文書提供】

- ・周術期等口腔機能管理計画書（周計の算定要件）・・・・資料②
- ・周術期等口腔機能管理報告書（周 I の算定要件）・・・・資料③

Op I ① 周計を『自院』で算定する、予定手術における周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



予定手術における術後周術期管理(入院先への訪問診療)

術前に周術期口腔機能管理を行った入院中の患者に対し、病院から依頼を受けた場合に訪問診療を行い、周術期等口腔機能管理を実施することができる。

月日	部位	治療内容	点数
9/17		歯科訪問診療 1 14:09~14:33 (摘) (訪問先：国際親善総合病院)	1100
		周 I (手術後○回目) ※ 管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) (摘) (9月7日手術)	190
		歯科訪問診療補助加算 歯科衛生士：○○△△	115
		訪問歯科衛生指導料 1人 14:34~14:56 隣接面には歯間ブラシを使用するように指導させた 歯科衛生士：○○△△	360
	$\frac{7}{7} \text{---} \frac{7}{7}$	歯周基本検査 別紙記載	100
	321	S R P	60×3
		術口衛 1 ※ 歯科衛生士：○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	100
		情 I (別紙参照) ※	250

管理報告書の作成

歯科衛生士業務
に関する記録の
作成

診療情報提供
文書の作成

※術後に行った周 I の回数を○に記載 (3回まで算定できる)

※術口衛 1 は、周 I を算定した患者が入院中に、術前・術後それぞれ 1 回限り算定できる。

術口衛 1 は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できないが、同一初診内で歯管、特疾管、歯在管を算定している場合は、代わりに歯清が原則 2 月に 1 回算定できる。

※情 I は、必要に応じて月 1 回算定できる。

< **A-2'** で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）【周Ⅰ】（手術後） 190点

[対象患者]

周計の管理計画に基づき手術を行った患者（周計参照）

[算定要件]

- ・手術後の周術期における口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『手術実施日』

[算定回数・その他]

- ・手術後3月以内において3回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置1【術口衛1】 100点

[対象患者]

周Ⅰ又は周Ⅱを算定した入院中の患者

（参考：周Ⅲを算定した患者は入院中でなくてもよい）

[算定要件]

- ・歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・周Ⅰ又はⅡを算定した月に術後1回限り（参考：術前も1回限り）
 - ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない
- ※手術前に歯清を算定していた場合は、「歯清」と「術口衛1（手術後）」を同月にどちらも算定できる

< A-2' で作成する文書 >

1 : 周術期等口腔機能管理報告書 (周 I の算定要件) 資料③

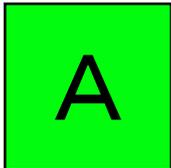
2 : 歯科衛生士業務に関する記録 (術口衛 1 の算定要件) . . 資料⑤

< A-2' で診療後に行う事 >

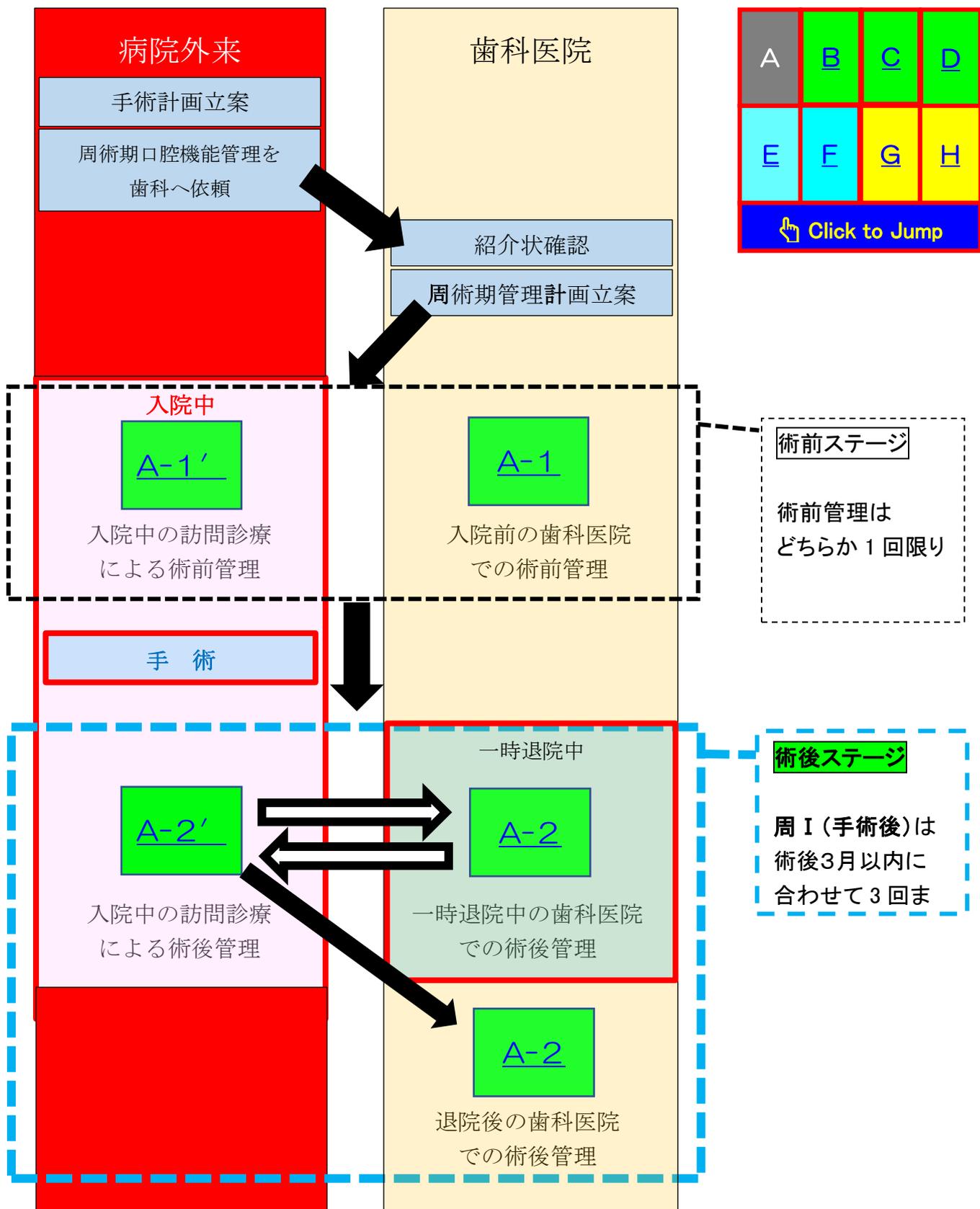
【患者さんへ文書提供】

・ 周術期等口腔機能管理報告書 (周 I の算定要件) 資料③

Op I ① 周計を『自院』で算定する、予定手術における周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



A-2

予定手術における術後周術期管理(歯科医院にて)

9/17		再診 明細 再外来環 1	56+1+3
		周 I (手術後○回目) ※	190
		管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供)	
		④ (9月7日手術)	
	$\frac{7}{7} \equiv \frac{7}{7}$	歯周病基本検査 別紙記載	100
	321	S R P	60×3
		実地指 (患者に文書提供)	80
		情 I (別紙参照) ※	250

※術後に行った周 I の回数を○に記載 (3回まで算定できる)

※情 I は、必要に応じて月 1 回算定できる。

※同一初診内で歯管、特疾管、歯在管を算定している場合は、歯清も算定できる。

< **A-2** で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）【周Ⅰ】（手術後） 190点

[対象患者]

周計の管理計画に基づき手術を行った患者（周計参照）

[算定要件]

- ・手術後の周術期における口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『手術実施日』

[算定回数・その他]

- ・手術後3月以内において3回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

診療情報提供料Ⅰ【情Ⅰ】 250点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

（紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる）

[算定要件]

- ・診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付
- ・摘要欄記載：『情報提供先の保険医療機関名』

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者1人につき、月1回限り

< **A-2** で作成する文書 >

- 1 : 周術期等口腔機能管理報告書 (周 I の算定要件) 資料③
- 2 : 診療情報提供文書 (情 I) (任意) 資料④

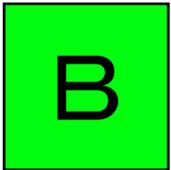
< **A-2** で診療後に行う事 >

【〇〇病院 △△科へ】

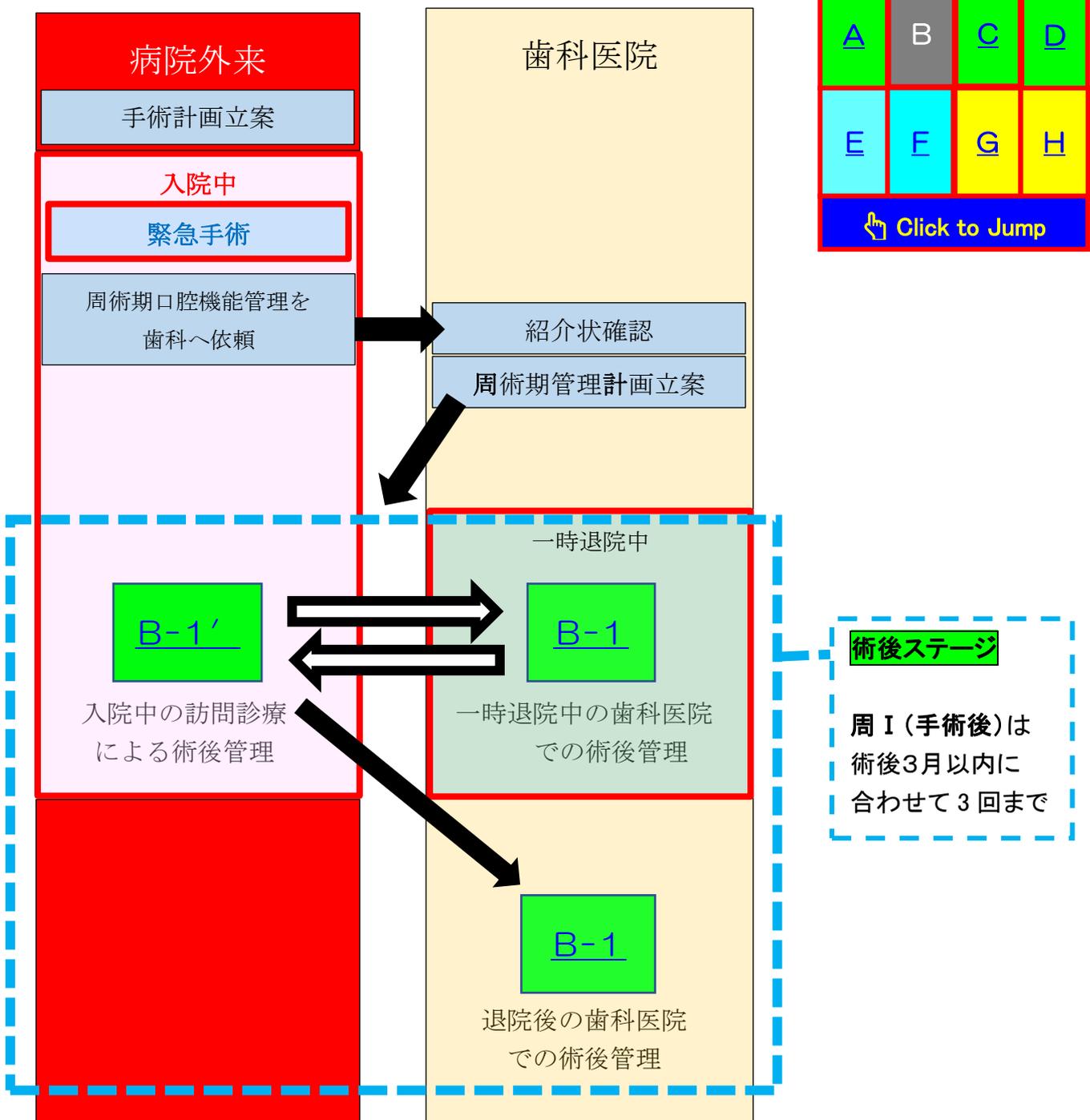
- ・ 診療情報提供書 (任意) ← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ

【患者さんへ文書提供】

- ・ 周術期等口腔機能管理報告書 (周 I の算定要件) 資料③



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



A	B	C	D
E	F	G	H
Click to Jump			

脳梗塞や心筋梗塞など緊急を要する手術であった為、術前の周術期等口腔機能管理が行えなかった患者さんに対し、病院から手術後早期の周術期等口腔機能管理依頼を受けた場合、訪問診療下に術後の周術期等口腔機能管理を実施することができる。

月日	部位	治療内容	点数
9/10		歯科訪問診療 1 10:13~10:36 ③(訪問先:国際親善総合病院)	1100
		周計 ※	300
		管理計画書(別紙参照)(患者に文書提供) ③(依頼元保険医療機関名:国際親善総合病院)	
		周 I (手術後○回目) ※	190
		管理報告書(別紙参照)(患者に文書提供) ③(手術実施日:9月4日、脳卒中等の術後早期に口腔機能管理の依頼)	
		歯科訪問診療補助加算 歯科衛生士:○○△△	115
		訪問歯科衛生指導料 1人 10:38~11:02 歯間部清掃をまめに行うように指導させた 歯科衛生士:○○△△	360
	7/7	歯周基本検査 別紙記載	200
		スケーリング	72+38×5
		術口衛 1 ※ 歯科衛生士:○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録(別紙参照)	100
		情 I (別紙参照) ※	250

※周計は、緊急手術後の場合は術後ステージで1回限り算定できる。

※術後に行った周 I の回数を○に記載(入院中も含め3回まで算定できる)

※術口衛 1 は、周 I を算定した患者が入院中に、術前・術後それぞれ1回限り算定できる。

術口衛 1 は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できないが、同一初診内で歯管、特疾管、歯在管を算定している場合は、代わりに歯清が原則2月に1回算定できる。

※情 I は、必要に応じて月1回算定できる。

< B-1' で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理計画策定料 【周計】 300点 ※B-1' かB-1どちらかで1回のみ算定可

[対象患者]

- ・脳卒中等による緊急手術を実施した患者

[算定要件]

- ・上記治療を実施する保険医療機関からの文書による依頼が必要
- ・周術期等の口腔機能管理計画書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『依頼元保険医療機関名』

[算定回数・その他]

一連の治療を通じて1回限り

周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）【周Ⅰ】（手術後） 190点

[対象患者]

周計の管理計画に基づき手術を行った患者（周計参照）

[算定要件]

- ・手術後の周術期における口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『手術実施日』、『脳卒中等による緊急手術を実施した患者に対して術後早期に口腔機能管理の依頼を受けた旨』※

※周ⅠかⅡの手術前の算定がなく手術後の算定がある場合はその理由の摘要欄記載が必要

[算定回数・その他]

- ・手術後3月以内において3回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置1【術口衛1】 100点

[対象患者]

周Ⅰ又は周Ⅱを算定した入院中の患者

（参考：周Ⅲを算定した患者は入院中でなくてもよい）

[算定要件]

- ・歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・周Ⅰ又はⅡを算定した月に術後1回限り（このケースでは術前はないため算定できない）
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

※手術前に歯清を算定していた場合は、「歯清」と「術口衛1（手術後）」を同月にどちらも算定できる

診療情報提供料 I 【情 I】 250 点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

(紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる)

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者 1 人につき、月 1 回限り

< B-1' で確認する事 >

手術を実施した保険医療機関（病院）からの周術期管理に関する紹介状

- ・手術を行った病院
- ・手術日
- ・術後早期に口腔機能管理の依頼を受けた理由

< B-1' で作成する文書 >

- 1 : 周術期等口腔機能管理計画書（周計の算定要件）・・・資料②
- 2 : 周術期等口腔機能管理報告書（周 I の算定要件）・・・資料③
- 3 : 診療情報提供文書（情 I）（任意）・・・資料④
- 4 : 術口衛 1 における歯科衛生士業務の報告書・・・資料⑤

< B-1' で診療後に行う事 >

【〇〇病院 △△科へ】

- ・診療情報提供文書（任意）← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ

【患者さんへ文書提供】

- ・周術期等口腔機能管理計画書（周計の算定要件）・・・資料②
- ・周術期等口腔機能管理報告書（周 I の算定要件）・・・資料③

10/17		再診 明細 再外来環 1	56+1+3
		周 I (手術後○回目) ※	190
		管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) (摘) (手術実施日: 9月4日、脳卒中等の術後 早期に口腔機能管理の依頼)	
	$\frac{7}{7} \parallel \frac{7}{7}$	歯周基本検査 別紙記載	100
	321	S R P	60×3
		実地指 (患者に文書提供)	80
		情 I (別紙参照) ※	250

管理報告書の作成

診療情報提供
文書の作成

※B-1' をまだ行っていない場合は、この B-1 で周計を算定する。

(周計は、管理開始時に1回しか算定できない。)

※術後に行った周 I の回数を○に記載 (入院中も含め3回まで算定できる)

※情 I は、必要に応じて月1回算定できる。

※同一初診内で歯管、特疾管、歯在管を算定している場合は、歯清も算定できる。

< B-1 で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理計画策定料 【周計】 300点 ※B-1' かB-1どちらかで1回のみ算定可

[対象患者]

- ・脳卒中等による緊急手術を実施した患者

[算定要件]

- ・上記治療を実施する保険医療機関からの文書による依頼が必要
- ・周術期等の口腔機能管理計画書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載: 『依頼元保険医療機関名』

[算定回数・その他]

一連の治療を通じて1回限り

周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）【周Ⅰ】（手術後） 190点

[対象患者]

周計の管理計画に基づき手術を行った患者（周計参照）

[算定要件]

- ・手術後の周術期における口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『手術実施日』、『脳卒中等による緊急手術を実施した患者に対して術後早期に口腔機能管理の依頼を受けた旨』※

※周ⅠかⅡの手術前の算定がなく手術後の算定がある場合はその理由の摘要欄記載が必要

[算定回数・その他]

- ・手術後3月以内において3回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

< B-1 で作成する文書 >

1 : 周術期等口腔機能管理報告書 (周 I の算定要件) 資料③

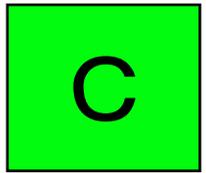
< B-1 で診療後に行う事 >

【患者さんへ文書提供】

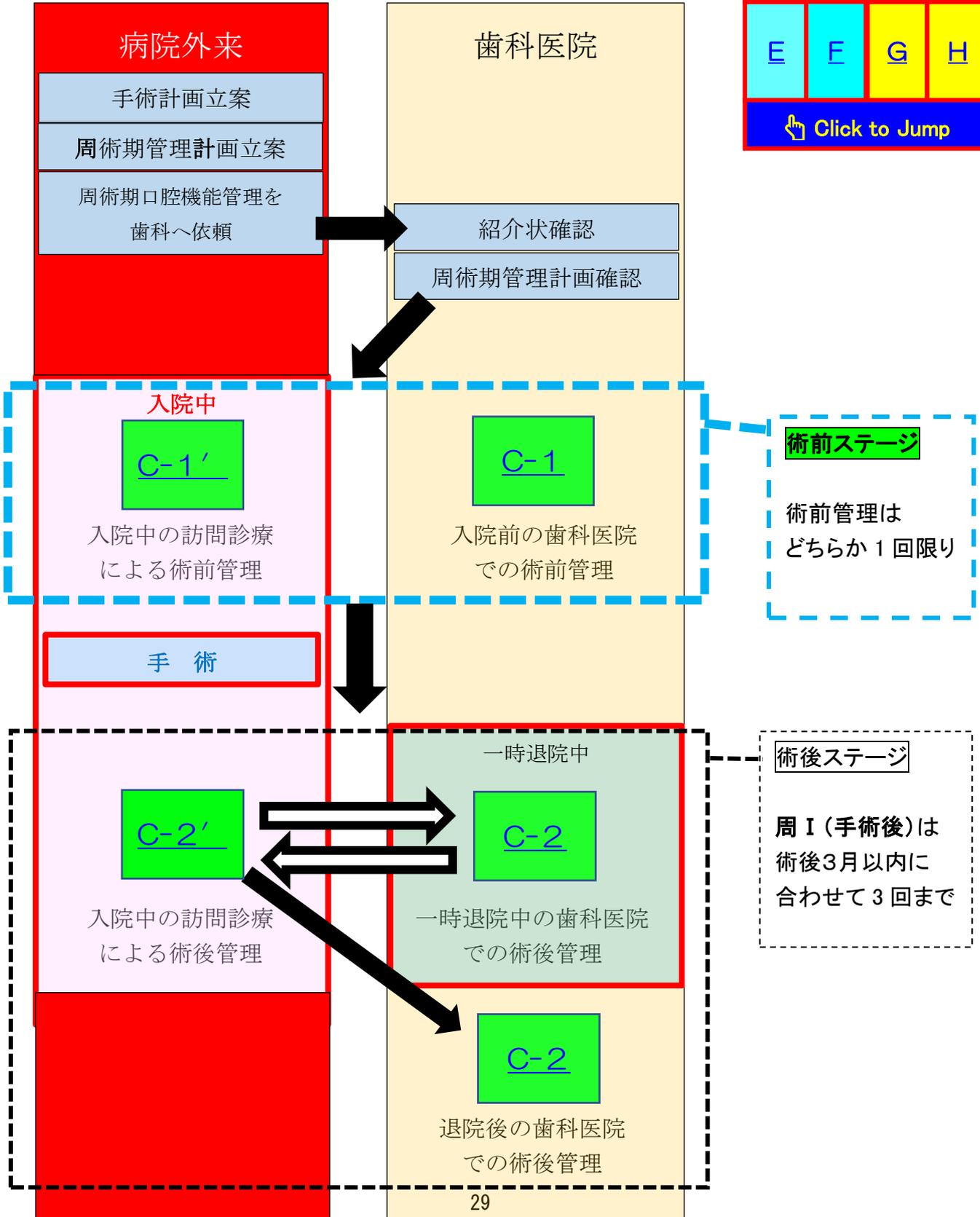
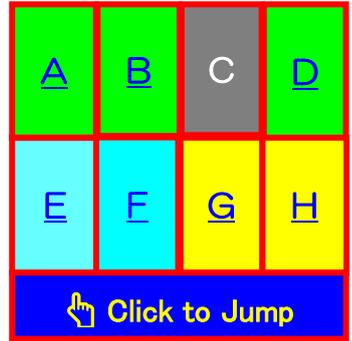
・ 周術期等口腔機能管理報告書

Op II ① 周計を『紹介元病院』又は『他医院』で算定する、

予定手術における周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



※注 既にC-1'を行っている場合はC-1を行うことはできない。

月日	部位	治療内容	点数
9/1		初診 外来環 1	264+23
		横浜医療センター外科にて9/7に大腸がんの切除術予定。同院歯科口腔外科より周術期の口腔機能管理の依頼にて来院。周術期等口腔機能管理計画書を持参。	
		パントモ (デジタル)	402
		周 I (手術前) ※	280
		管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) ③ (9月7日手術予定)	
	7—7 7—7	歯周基本検査 別紙記載	200
		スケーリング	72+38×5
		実地指 (患者に文書提供)	80
		情 I (別紙参照) ※	250

※周計は、紹介元病院にて算定されている。

※周 I (手術前) は 術前ステージ で1回限り算定できる。

※情 I は、必要に応じて月1回算定できる。

※歯清は、歯管、特疾管、歯在管を算定した患者に対して算定できるため、この場合は算定できない。

< C-1 で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）【周Ⅰ】（手術前） 280点

[対象患者]

周計の管理計画（紹介元病院が作成）に基づき手術を予定する患者

[算定要件]

- ・手術前の周術期における口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『手術予定日』 ※『未定』でも可

[算定回数・その他]

- ・手術前1回のみ
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

診療情報提供料Ⅰ【情Ⅰ】 250点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

（紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる）

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者1人につき、月1回限り

< C-1 で確認する事 >

手術を実施する保険医療機関（病院）からの周術期管理に関する紹介状

- ・手術を行う病院
- ・手術（予定）日 ※未定の場合は摘要欄に「手術日未定」と記載
- ・紹介元病院が作成した周術期等口腔機能管理計画書の写し
(紹介元病院が周計を算定する要件かつ我々が周 I を算定する要件)

< C-1 で作成する文書 >

- 1 : 受診報告書(任意) 資料①
- 2 : 周術期等口腔機能管理報告書 (周 I の算定要件) 資料③
- 3 : 診療情報提供文書 (情 I) (任意) 資料④

< C-1 で診療後に行う事 >

【〇〇病院 △△科へ】

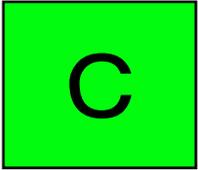
- ・受診報告書 ← FAXもしくは郵送
- ・診療情報提供文書 ← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ

【患者さんへ文書提供】

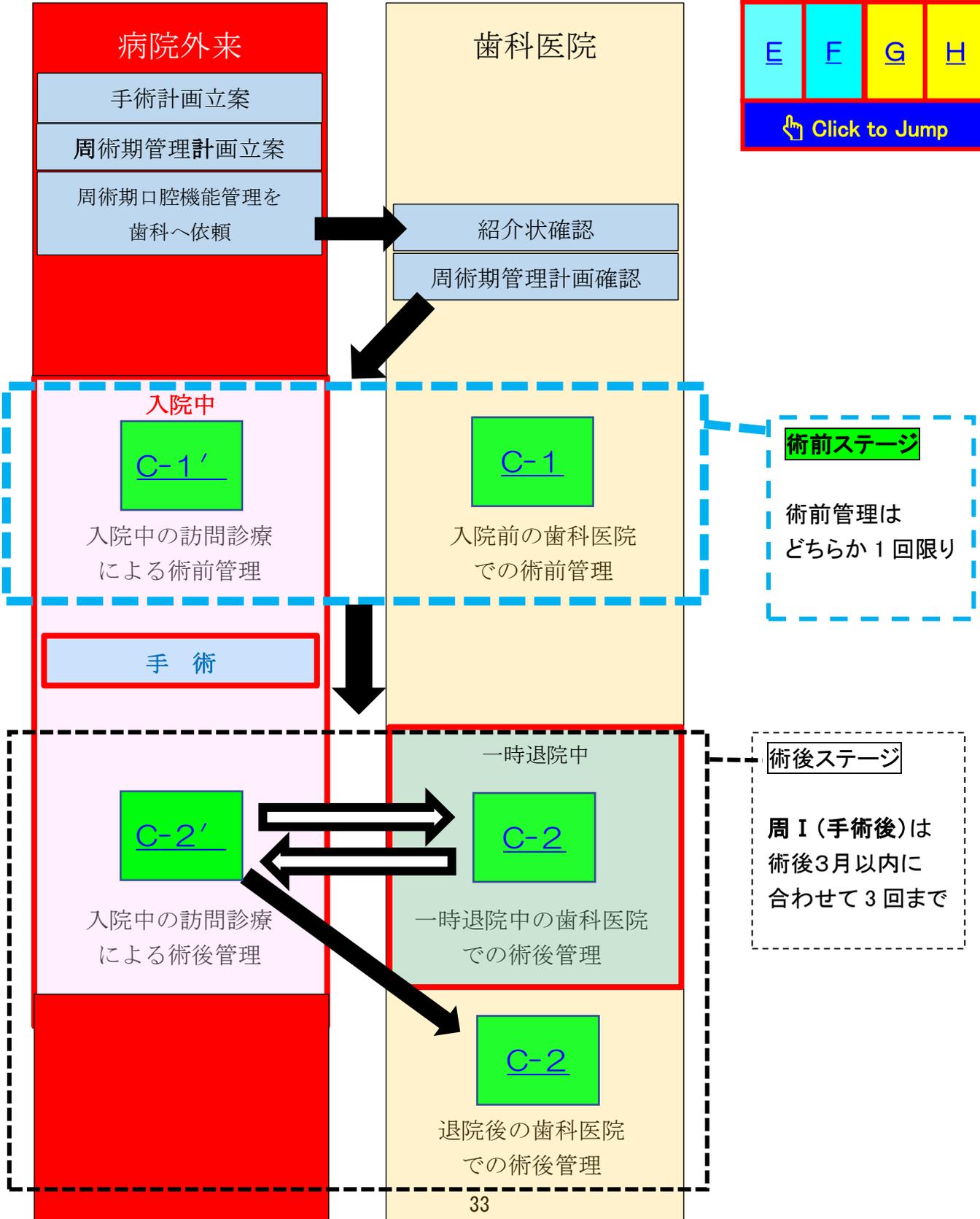
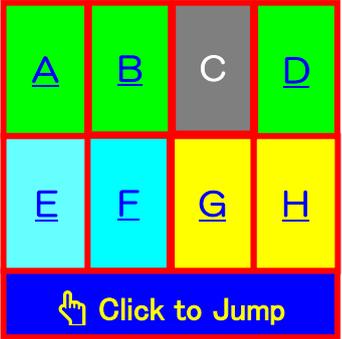
- ・周術期等口腔機能管理報告書 (周 I の算定要件) 資料③

Op II ① 周計を『紹介元病院』又は『他医院』で算定する、

予定手術における周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



周術期口腔機能管理をまだ行っていない入院中の患者さんに対し、手術までの間に、病院から依頼を受けた場合に訪問診療を行い、周術期等口腔機能管理を実施することができる。又は、歯科医院へ来院したが日程が足りず、入院後に周術期口腔機能管理を行う場合。

※注 既に C-1 を行っている場合は C-1' を行うことはできない。

月日	部位	治療内容	点数
9/5		歯科訪問診療 1 10:13~10:36 摘(訪問先:横浜医療センター)	1100
		周 I (手術前) ※ 管理報告書(別紙参照) (患者に文書提供) 摘(9月7日手術予定)	280
		歯科訪問診療補助加算 歯科衛生士:〇〇△△	115
		訪問歯科衛生指導料 1 人 10:38~11:02 歯間部清掃をまめに行うように指導させた 歯科衛生士:〇〇△△	360
	7/7	歯周基本検査 別紙記載	200
		スケーリング	72+38×5
		術口衛 1 ※ 歯科衛生士:〇〇△△ 歯科衛生士の業務に関する記録(別紙参照)	100
		情 I (別紙参照) ※	250

※周計は、紹介元病院にて算定されている。

※周 I (手術前) は 術前ステージ で 1 回限り算定できる。

※術口衛 1 は、周 I を算定した患者が入院中に、術前・術後それぞれ 1 回限り算定できる。

術口衛 1 は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できないが、同一初診内で歯管、特疾管、歯在管を算定している場合は、代わりに歯清が原則 2 月に 1 回算定できる。

※情 I は、必要に応じて月 1 回算定できる。

< C-1' で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）【周Ⅰ】（手術前） 280点

[対象患者]

周計の管理計画に基づき手術を予定する患者（周計参照）

[算定要件]

- ・手術前の周術期における口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『手術予定日』 ※『未定』でも可

[算定回数・その他]

- ・手術前1回のみ
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置1【術口衛1】 100点

[対象患者]

周Ⅰ又は周Ⅱを算定した入院中の患者

（参考：周Ⅲを算定した患者は入院中でなくてもよい）

[算定要件]

- ・歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・周Ⅰ又はⅡを算定した月に術前1回限り（術後も1回限り）
（参考：周Ⅲを算定した月は、月2回）
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

診療情報提供料Ⅰ【情Ⅰ】 250点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

（紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる）

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者1人につき、月1回限り

< C-1' で確認する事 >

手術を実施する保険医療機関（病院）からの周術期管理に関する紹介状

- ・手術を行う病院
- ・手術（予定）日 ※未定の場合は摘要欄に「手術日未定」と記載
- ・紹介元病院が作成した周術期等口腔機能管理計画書の写し

< C-1' で作成する文書 >

- 1：受診報告書（任意）・・・・・・・・・・・・・・・・資料①
- 2：周術期等口腔機能管理報告書（周 I の算定要件）・・・・資料③
- 3：診療情報提供文書（情 I）（任意）・・・・・・・・資料④
- 4：歯科衛生士業務に関する記録（術口衛 1 の算定要件）・・資料⑤

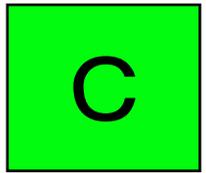
< C-1' で診療後に行う事 >

【患者さんへ文書提供】

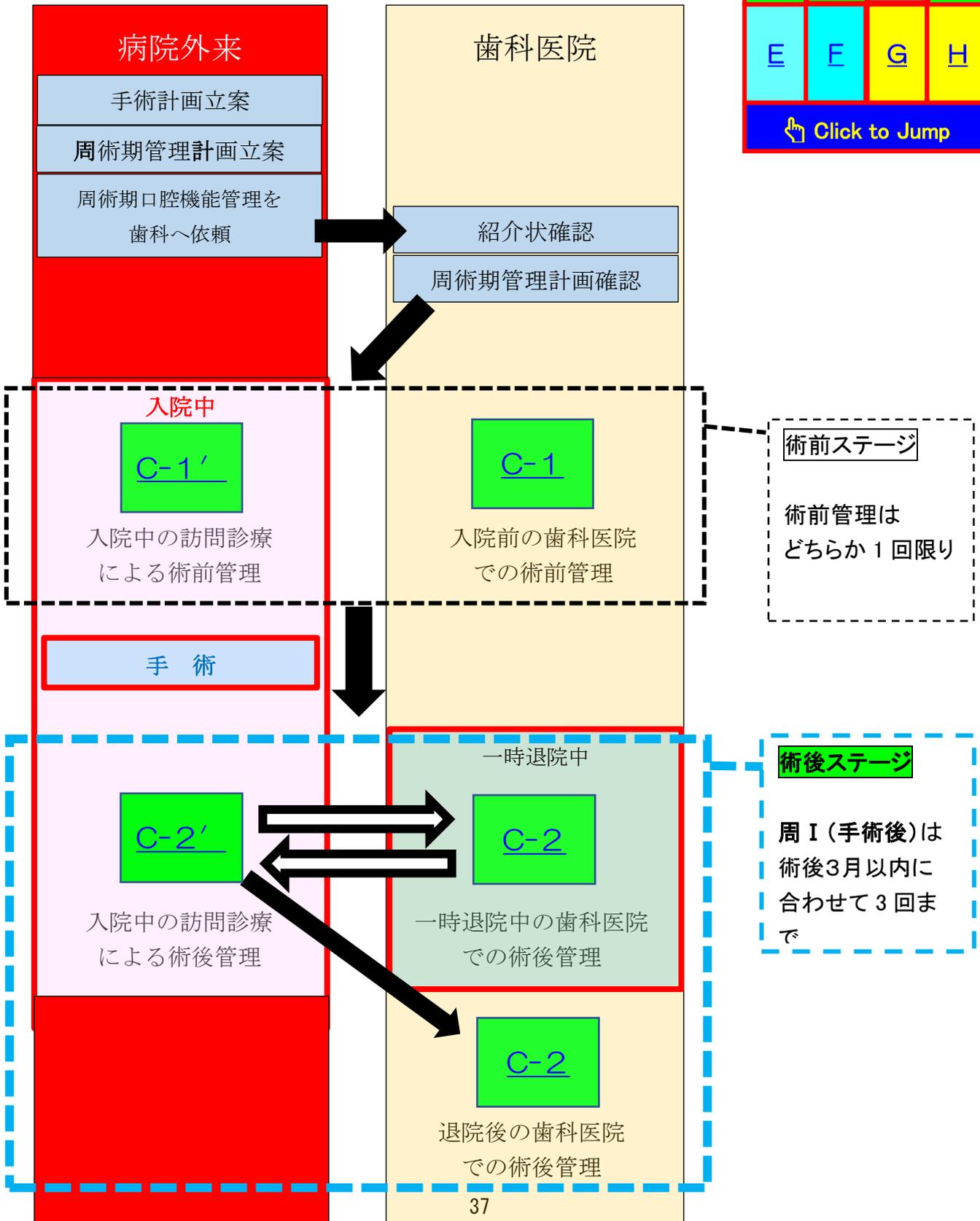
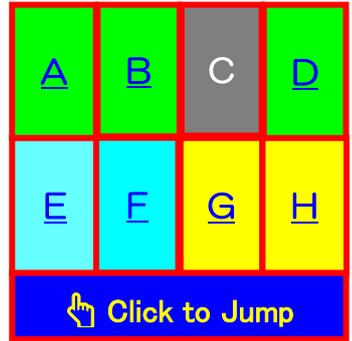
- ・周術期等口腔機能管理報告書（周 I の算定要件）・・・・資料③

Op II ① 周計を『紹介元病院』又は『他医院』で算定する、

予定手術における周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



C-2'

予定手術における術後周術期管理(入院先への訪問診療)(稀なケース)



A-2'

と同じ

C-2

予定手術における術後周術期管理(歯科医院にて)

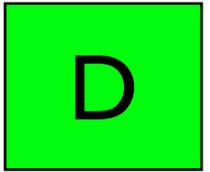


A-2

と同じ

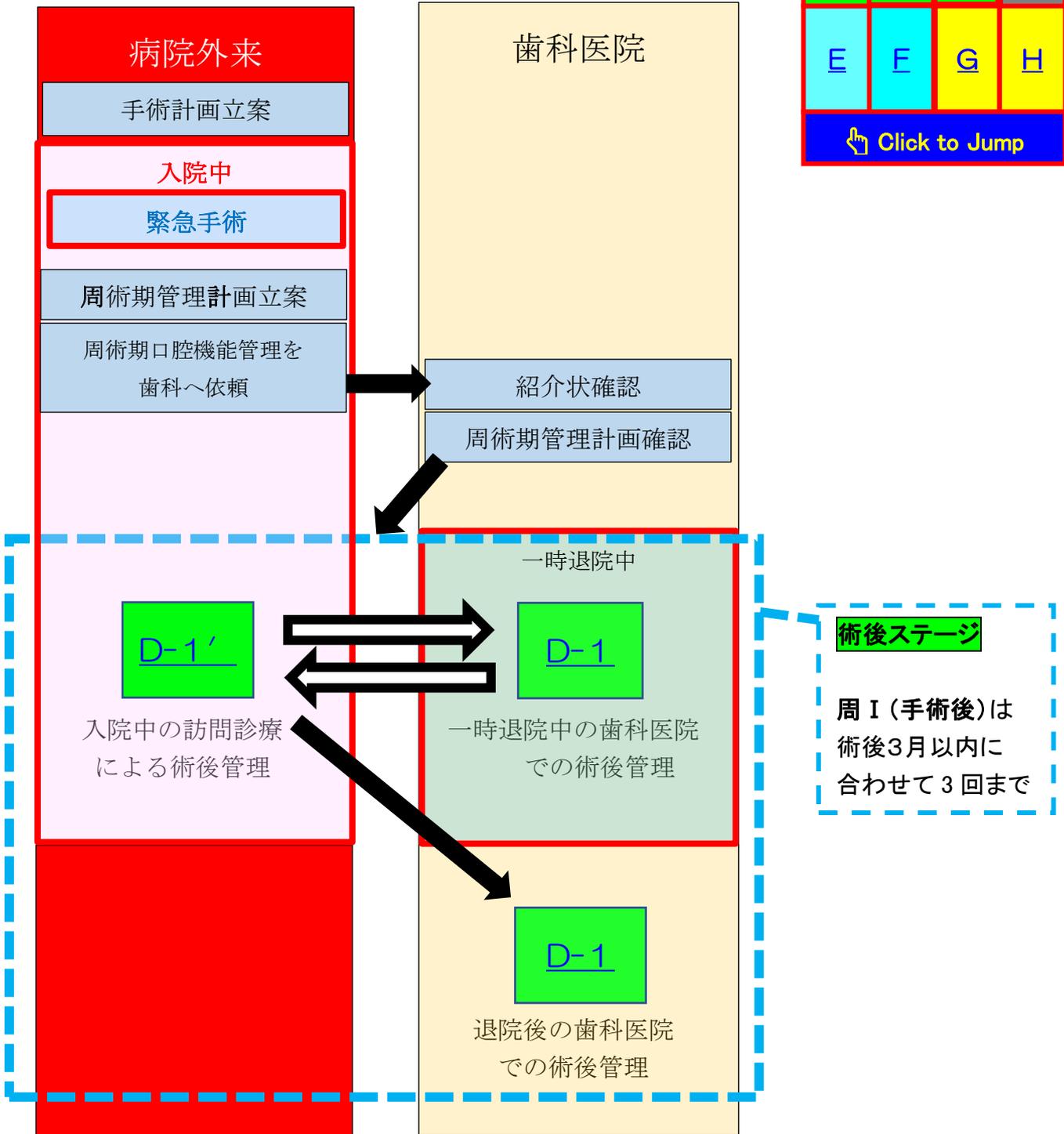
Op I ② 周計を『紹介元病院』又は『他医院』で算定する、

緊急手術後の周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。

A	B	C	D
E	F	G	H
Click to Jump			



脳梗塞や心筋梗塞など緊急を要する手術であった為、術前の周術期等口腔機能管理が行えなかった患者さんに対し、病院から手術後早期の周術期等口腔機能管理依頼を受けた場合、訪問診療下に術後の周術期等口腔機能管理を実施することができる。

月日	部位	治療内容	点数
9/10		歯科訪問診療 1 10:13~10:36 (摘) (訪問先: 横浜医療センター)	1100
		周 I (手術後○回目) ※ 管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) (摘) (手術実施日: 9月4日、脳卒中等の術後早期に口腔機能管理の依頼)	190
		歯科訪問診療補助加算 歯科衛生士: ○○△△	115
		訪問歯科衛生指導料 1人 10:38~11:02 歯間部清掃をまめに行うように指導させた 歯科衛生士: ○○△△	360
	7/7	歯周基本検査 別紙記載	200
		スケーリング	72+38×5
		術口衛 1 ※ 歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	100
		情 I (別紙参照) ※	250

※周計は、紹介元病院にて算定されている。

※術後に行った周 I の回数を○に記載 (入院中も含め 3 回まで算定できる)

※術口衛 1 は、周 I を算定した患者が入院中に、術前・術後それぞれ 1 回限り算定できる。

術口衛 1 は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できないが、同一初診内で歯管、特疾管、歯在管を算定している場合は、代わりに歯清が原則 2 月に 1 回算定できる。

※情 I は、必要に応じて月 1 回算定できる。

< **D-1'** で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）【周Ⅰ】（手術後） 190点

[対象患者]

周計の管理計画に基づき手術を行った患者（周計参照）

[算定要件]

- ・手術後の周術期における口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『手術実施日』、『脳卒中等による緊急手術を実施した患者に対して術後早期に口腔機能管理の依頼を受けた旨』※

※周ⅠかⅡの手術前の算定がなく手術後の算定がある場合はその理由の摘要欄記載が必要

[算定回数・その他]

- ・手術後3月以内において3回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置1【術口衛1】 100点

[対象患者]

周Ⅰ又は周Ⅱを算定した入院中の患者

（参考：周Ⅲを算定した患者は入院中でなくてもよい）

[算定要件]

- ・歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・周Ⅰ又はⅡを算定した月に術後1回限り（このケースでは術前はないため算定できない）
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

※手術前に歯清を算定していた場合は、「歯清」と「術口衛1（手術後）」を同月にどちらも算定できる

診療情報提供料Ⅰ【情Ⅰ】 250点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

（紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる）

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者1人につき、月1回限り

< D-1' で確認する事 >

手術を実施した保険医療機関（病院）からの周術期管理に関する紹介状

- ・手術を行った病院
- ・手術日
- ・術後早期に口腔機能管理の依頼を受けた理由
- ・紹介元病院が作成した周術期等口腔機能管理計画書の写し
(紹介元病院が周計を算定する要件かつ我々が周 I を算定する要件)

< D-1' で作成する文書 >

- 1 : 周術期等口腔機能管理報告書（周 I の算定要件） 資料③
- 2 : 診療情報提供文書（情 I）（任意） 資料④
- 3 : 術口衛 1 における歯科衛生士業務の報告書 資料⑤

< D-1' で診療後に行う事 >

【〇〇病院 △△科へ】

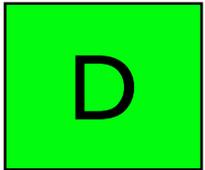
- ・診療情報提供文書（任意） ← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ

【患者さんへ文書提供】

- ・周術期等口腔機能管理報告書（周 I の算定要件） 資料③

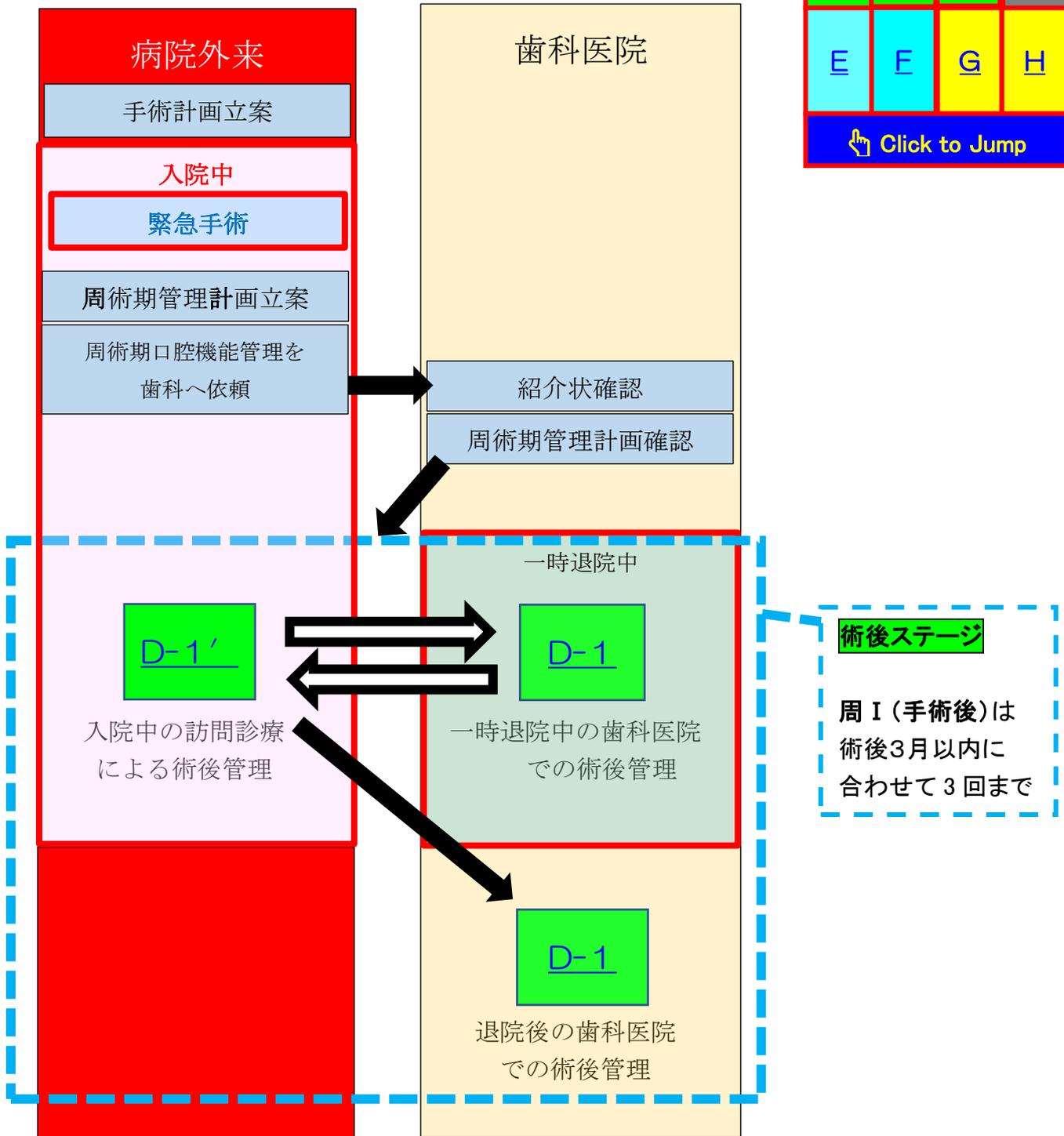
Op I ② 周計を『紹介元病院』又は『他医院』で算定する、

緊急手術後の周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。

A	B	C	D
E	F	G	H
Click to Jump			



D-1

緊急手術後の周術期管理(歯科医院にて)



B-1

と同じ

※周計は算定不可

2. ケモラジ又は緩和ケアにおける周術期管理： **CR**

がん等に係る放射線治療や化学療法、緩和ケアを実施又は予定している患者に対し、下記を目的として周術期の口腔機能管理が必要である。

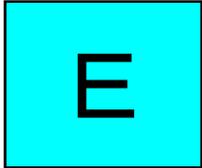
ケモラジ、緩和ケアにおける周術期等口腔機能管理の目的

- ・周術期において、歯周疾患の急性発作を予防すること。
- ・がん治療の合併症によりがん治療そのものが中断しないよう口腔内を管理し口腔機能を維持すること。
- ・周術期の誤嚥性肺炎の発症や重篤化のリスクを減少させること。

我々歯科医師に求められる処置内容

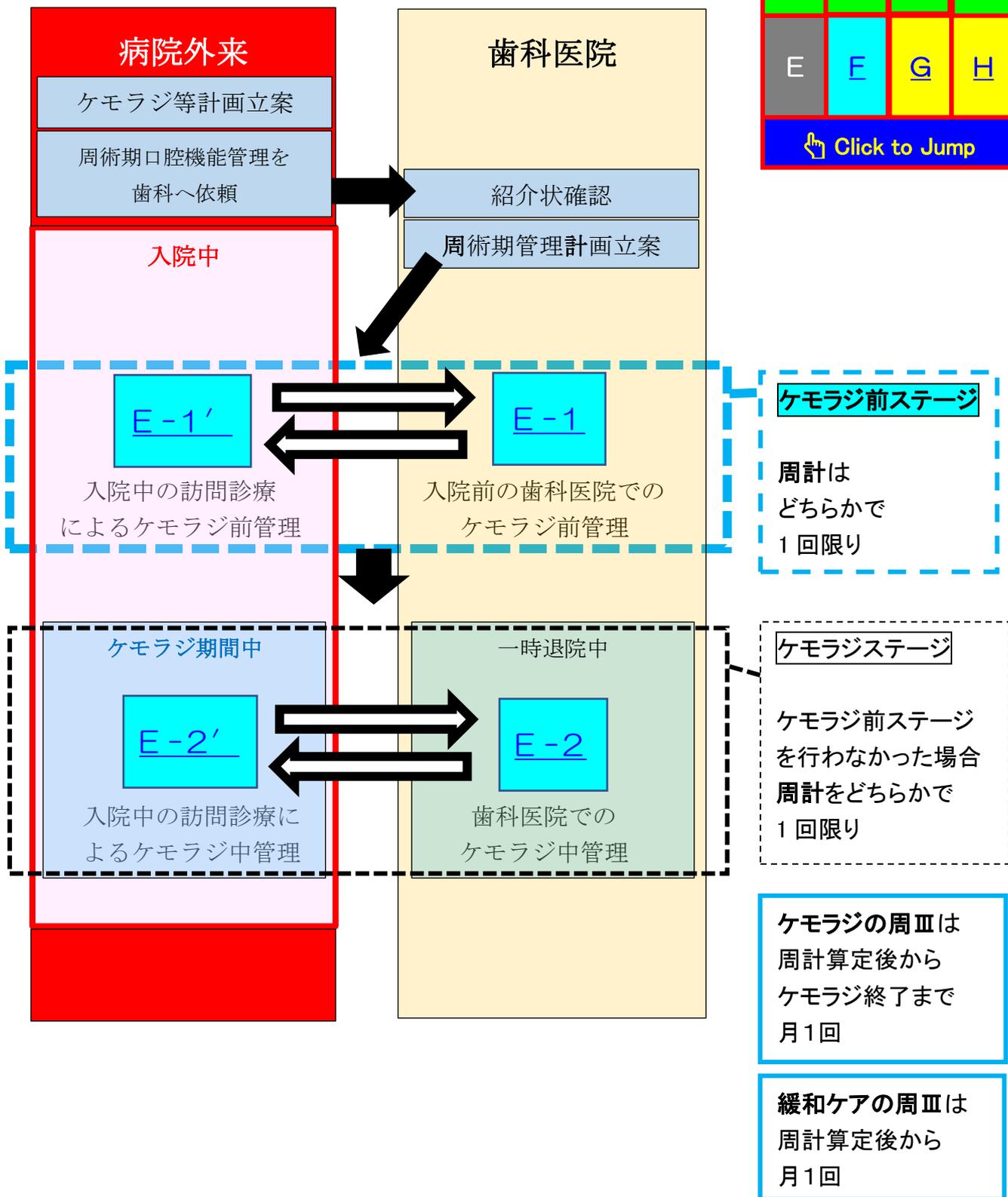
- ・がん治療開始に先立ち、緊急性のあるう蝕や歯周病に対する治療
(抜歯、抜髄、充填処置、歯周病初期治療)
- ・化学療法の合併症に対する対応
(口腔粘膜炎、歯肉出血、カンジダ、口腔感染症、水泡性病変、顎骨壊死、口腔乾燥、味覚障害、知覚過敏 等)
- ・放射線治療の合併症に対する対応
(口腔粘膜炎、味覚障害、口腔乾燥、水泡性病変、カンジダ、開口障害、嚥下障害、軟組織壊死、放射線性骨髄炎、顎骨壊死、放射線性う蝕 等)
- ・緩和ケアの合併症に対する対応
(口腔乾燥、水泡性病変、カンジダ、口腔内衛生状態不良、嚥下障害、歯肉出血、味覚障害、顎骨壊死 等)
- ・がん治療期間中のう蝕治療、歯周病治療、口腔ケア、補綴物管理による摂食嚥下機能の維持
(歯冠修復・欠損補綴処置、歯周基本治療、口腔ケア、摂食機能療法)

周計を『自院』で算定する、ケモラジ又は緩和ケア における周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。

A	B	C	D
E	E	G	H
Click to Jump			



月日	部位	治療内容	点数
4/3		初診 外来環 1	264+23
		大腸がんで、国際親善総合病院外科にて4/17より抗がん剤治療開始予定。周術期等口腔機能管理依頼にて来院。	
		デジタル (パントモ)	402
		周計 ※	300
		管理計画書の作成 ← 管理計画書 (別紙参照) (患者に文書提供) 摘 (依頼元保険医療機関名: 国際親善総合病院)	
		周Ⅲ ※	200
		管理報告書の作成 ← 管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) 摘 (化学療法の予定日: 4月17日)	
	$\frac{7}{7} \text{---} \frac{7}{7}$	歯周基本検査 別紙記載	200
		スケーリング	72+38×5
		術口衛 1 ※	100
		歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	
		術口衛 1 ※	100
		実地指 (患者に文書提供)	80
		診療情報提供文書の作成 ← 情 I (別紙参照) ※	250

※周計は、管理開始時に1回しか算定できない。

※周Ⅲは周計算定月から月1回算定できる。

※術口衛1は、周Ⅲを算定した患者には、入院に関わらず周Ⅲ算定月に月2回算定できる。

術口衛1は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できない。

※情Iは、必要に応じて月1回算定できる。

< E-1 で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理計画策定料 【周計】 300点 ※E-1' かE-1どちらかで1回のみ算定可

[対象患者]

がん等に係る手術又は放射線治療、化学療法、緩和ケアを実施する患者

[算定要件]

- ・上記治療を実施する保険医療機関からの文書による依頼が必要
- ・周術期等の口腔機能管理計画書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『依頼元保険医療機関名』

[算定回数・その他]

一連の治療を通じて1回限り

周術期等口腔機能管理料（Ⅲ） 【周Ⅲ】 200点

[対象患者]

- ・周計の管理計画に基づき、がん等に係る放射線治療又は化学療法を予定又は実施している患者
- ・緩和ケアの対象となる患者

[算定要件]

- ・口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
※患者の状態に大きな変化がない場合は3月に1回の文書提供でよい
- ・摘要欄記載：『放射線治療又は化学療法の実施日又は予定日』
※『未定』でも可
※緩和ケアのみの場合は記載不要

[算定回数・その他]

- ・周計を算定した月から、月1回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置1 【術口衛1】 100点

[対象患者]

周Ⅲを算定した患者（入院中でなくてもよい）

（参考：周Ⅰまたは周Ⅱを算定した患者は入院中の患者に限る）

[算定要件]

- ・歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・周Ⅲを算定した月に、月2回
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

診療情報提供料 I 【情 I】 250 点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

(紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる)

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者 1 人につき、月 1 回限り

< E-1 で確認する事 >

ケモラジ等を実施する保険医療機関（病院）からの周術期管理に関する紹介状

- ・化学療法又は放射線治療を行う病院
- ・化学療法や放射線治療の実施（予定）日 ※未定の場合は摘要欄に「治療日未定」と記載

< E-1 で作成する文書 >

- 1 : 受診報告書（任意）・・・・・・・・・・資料①
- 2 : 周術期等口腔機能管理計画書（周計の算定要件）・・・・資料②
- 3 : 周術期等口腔機能管理報告書（周Ⅲの算定要件）・・・・資料③
- 4 : 術口衛 1 における歯科衛生士業務の報告書・・・・資料⑤
- 5 : 診療情報提供文書（情 I）（任意）・・・・資料④

< E-1 で診療後に行う事 >

【〇〇病院 △△科へ】

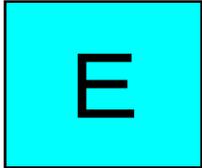
- ・受診報告書（任意）
- ・診療情報提供文書（任意） ※情 I を算定した場合のみ必要

【患者さんへ文書提供】

- ・周術期等口腔機能管理計画書（周計の算定要件）・・・・資料②
- ・周術期等口腔機能管理報告書（周Ⅲの算定要件）・・・・資料③

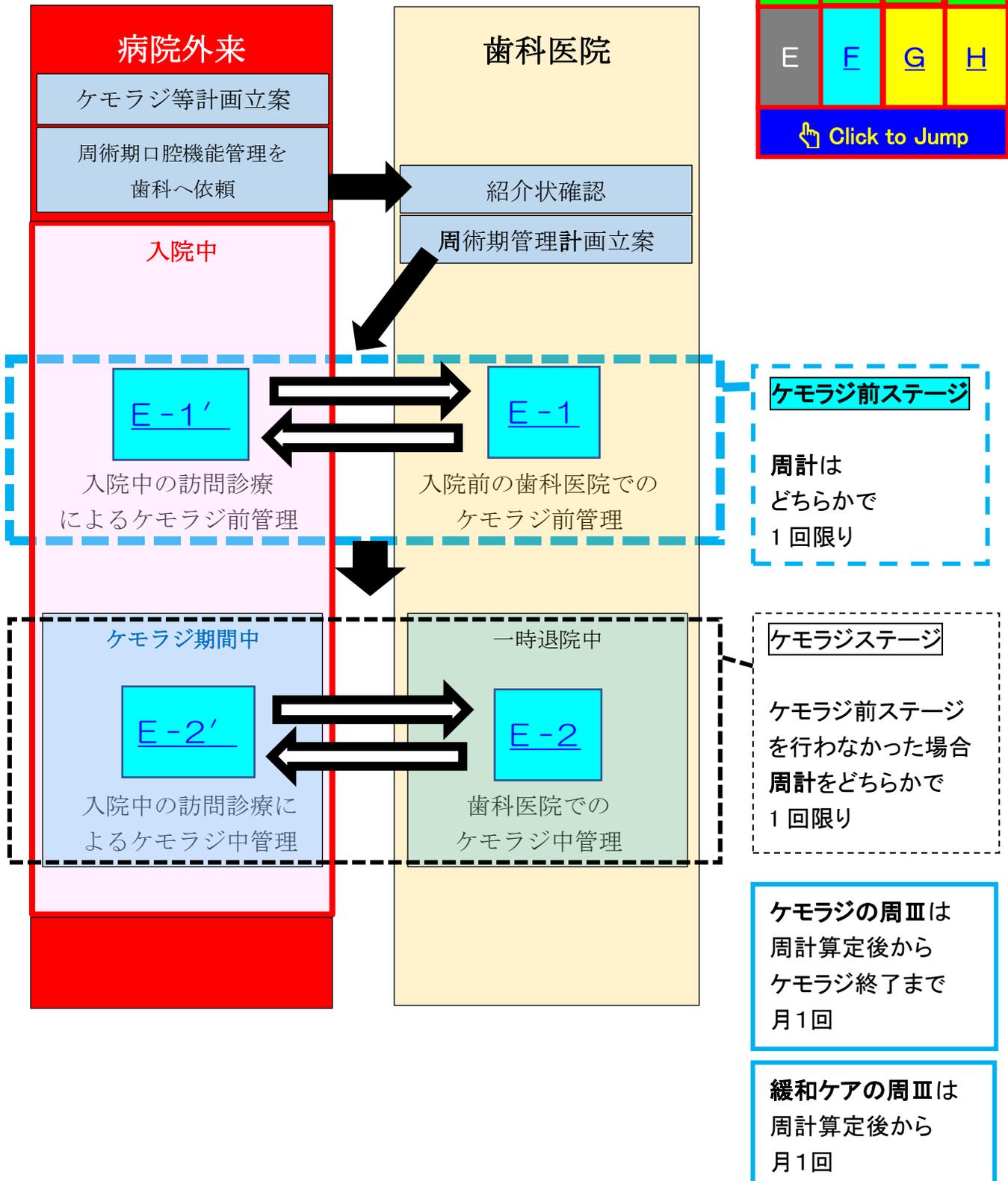
※患者の状態に大きな変化がない場合は 3 月に 1 回の文書提供でよい

周計を『自院』で算定する、ケモラジ又は緩和ケア における周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。

A	B	C	D
E	E	G	H
Click to Jump			



月日	部位	治療内容	点数
4/3		歯科訪問診療 1 14:06~14:33 (摘) (訪問先: 国際親善総合病院)	1100
		周計 ※	300
		管理計画書 (別紙参照) (患者に文書提供) (摘) (依頼元保険医療機関名: 国際親善総合病院)	
		周Ⅲ ※	200
		管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) (摘) (化学療法の予定日: 4月17日)	
	7=7=7	歯周基本検査 別紙記載	200
		スケーリング	72+38×5
		術口衛 1 ※	100
		歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	
		訪問歯科衛生指導料 1人 14:35~14:57 歯間部清掃をまめに行うように指導させた 歯科衛生士: ○○△△	360
		情 I (別紙参照) ※	250

※ E-1 をまだ行っていない場合は、この E-1' で周計を算定する。

(周計は、管理開始時に1回しか算定できない。)

※周Ⅲは周計算定月から月1回算定できる。

※術口衛1は、周Ⅲを算定した患者には、入院に関わらず周Ⅲ算定月に月2回算定できる。

術口衛1は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できないが、同一初診内で歯管、特疾管、歯在管を算定している場合は、代わりに歯清が原則2月に1回算定できる。

※情Iは、必要に応じて月1回算定できる。

< E-1' で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理計画策定料 【周計】 300点 ※E-1' かE-1どちらかで1回のみ算定可

[対象患者]

がん等に係る手術又は放射線治療、化学療法、緩和ケアを実施する患者

[算定要件]

- ・上記治療を実施する保険医療機関からの文書による依頼が必要
- ・周術期等の口腔機能管理計画書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『依頼元保険医療機関名』

[算定回数・その他]

一連の治療を通じて1回限り

周術期等口腔機能管理料（Ⅲ） 【周Ⅲ】 200点

[対象患者]

- ・周計の管理計画に基づき、がん等に係る放射線治療または化学療法を予定または実施している患者
- ・緩和ケアの対象となる患者

[算定要件]

- ・口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
※患者の状態に大きな変化がない場合は3月に1回の文書提供でよい
- ・摘要欄記載：『放射線治療または化学療法の実施日または予定日』
※『未定』でも可
※緩和ケアのみの場合は記載不要

[算定回数・その他]

- ・周計を算定した月から、月1回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置1 【術口衛1】 100点

[対象患者]

周Ⅲを算定した患者（入院中でなくてもよい）
（参考：周Ⅰまたは周Ⅱを算定した患者は入院中の患者に限る）

[算定要件]

- ・歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・周Ⅲを算定した月に、月2回
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

診療情報提供料Ⅰ【情Ⅰ】 250点

【対象患者】

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

(紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる)

【算定要件】

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

【算定回数・その他】

紹介先機関ごとに患者1人につき、月1回限り

< **E-1'** で作成する文書 >

- 1 : 受診報告書 (任意) 資料①
- 2 : 周術期等口腔機能管理計画書 (周計の算定要件) 資料②
※周計を算定した場合のみ必要
- 3 : 周術期等口腔機能管理報告書 資料③
- 4 : 診療情報提供文書 (情Ⅰ) (任意) 資料④
- 5 : 歯科衛生士業務に関する記録 (術口衛Ⅰの算定要件) 資料⑤

< **E-1'** で診療後に行う事 >

【〇〇病院 △△科へ】

- ・受診報告書 (任意)
- ・診療情報提供文書 (任意)
※情Ⅰを算定した場合のみ必要

【患者さんへ文書提供】

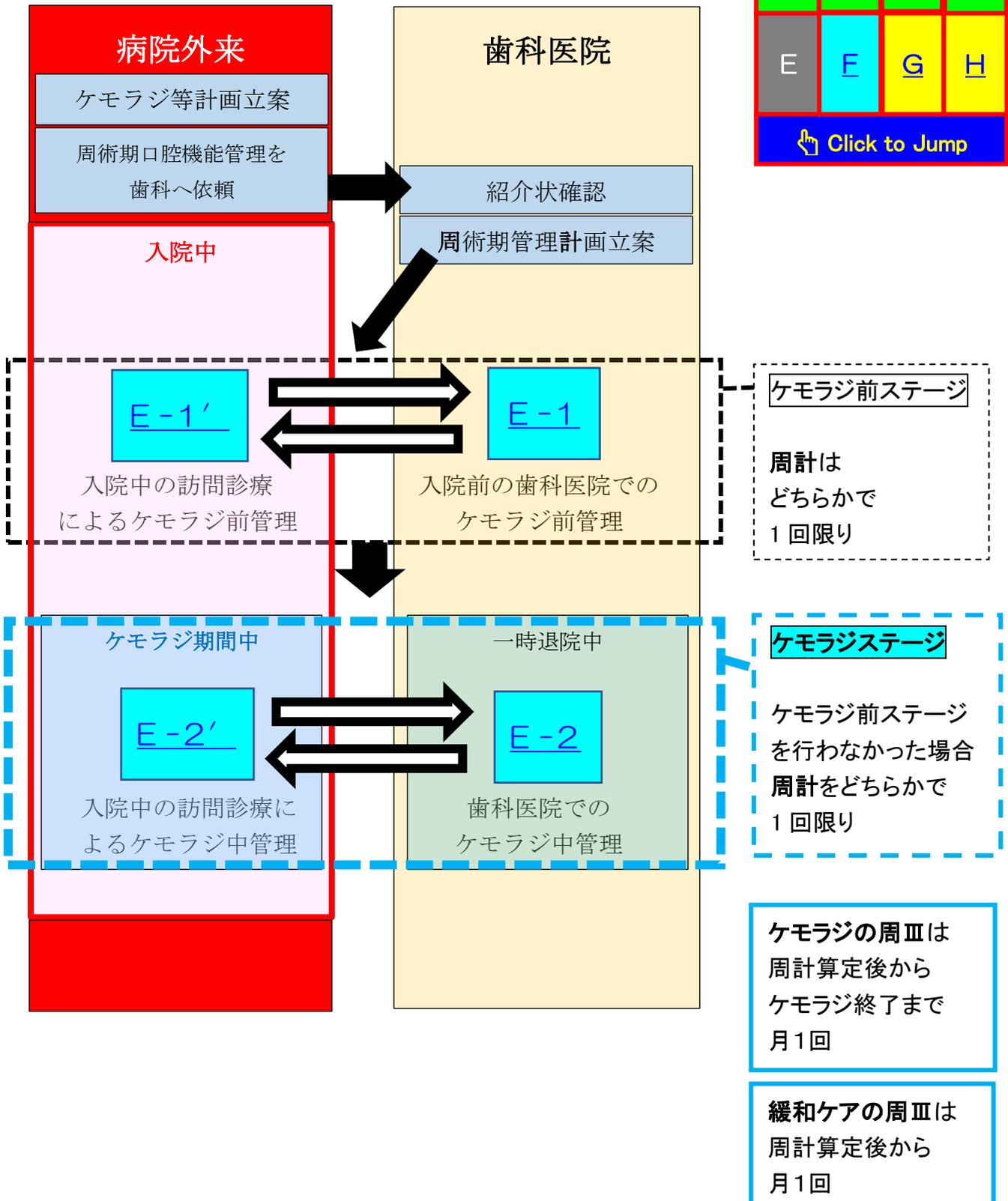
- ・周術期等口腔機能管理計画書 (周計の算定要件) 資料②
- ・周術期等口腔機能管理報告書 (周Ⅲの算定要件) 資料③
※患者の状態に大きな変化がない場合は、3月に1回の文書提供でよい

周計を『自院』で算定する、ケモラジ又は緩和ケア における周術期管理

E

周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。

A	B	C	D
E	E	G	H
Click to Jump			



月日	部位	治療内容	点数
5/2		歯科訪問診療 1 14:06~14:33 (摘) (訪問先: 国際親善総合病院)	1100
		周Ⅲ ※ 管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) (摘) (化学療法の実施日: 4月17日)	200
	7-7-7 7-7-7	歯周基本検査 別紙記載	200
	321	S R P	72*2+64*2
		術口衛 1 ※ 歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	100
		訪問歯科衛生指導料 1人 14:35~14:57 歯間部清掃をまめに行うように指導させた 歯科衛生士: ○○△△	360
5/16		歯科訪問診療 1 13:31~ 13:55	1100
	321	S R P	60*6
		術口衛 2 ※ 歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	110
		エピシル口腔用液使用 10ml	766
		訪問歯科衛生指導料 1人 13:58~ 14:22 隣接面には歯間ブラシを使用するように指導 歯科衛生士: ○○△△	360
		情 I (別紙参照) ※	250

- ※ **ケモラジ前ステージ** を行っていない場合は、この **ケモラジステージ** で周計を算定する。
- ※周Ⅲは周計算定月から月1回算定できる。
- ※術口衛1は、周Ⅲを算定した患者には、入院に関わらず周Ⅲ算定月に月2回算定できる。
術口衛1は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できないが、同一初診内で歯管、特疾管、歯在管を算定している場合は、代わりに歯清が原則2月に1回算定できる。
- ※術口衛2は、ケモラジを実施した患者に限り算定できる(緩和ケアのみの患者は対象外)。
術口衛2は、一連の周術期口腔機能管理を通じて1回限り算定できる。2回目以降行った場合は、エピシル口腔用液薬剤料のみ算定できる。
- ※エピシル口腔用液は、一連の治療につき原則10mlを限度とするが、追加使用する場合は摘要欄記載が必要。追加使用の回数制限は特になく、実態に応じて算定可能。
(エピシルは処方箋薬剤ではなく、ペリオクリン等と同様の特定薬剤です。)
- ※情Iは、必要に応じて月1回算定できる。

< E-2' で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）【周Ⅲ】 200点

[対象患者]

- ・周計の管理計画に基づき、がん等に係る放射線治療または化学療法を予定または実施している患者
- ・緩和ケアの対象となる患者

[算定要件]

- ・口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
※患者の状態に大きな変化がない場合は3月に1回の文書提供でよい
- ・摘要欄記載：『放射線治療または化学療法の実施日』
※緩和ケアのみの場合は記載不要

[算定回数・その他]

- ・周計を算定した月から、月1回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置1【術口衛1】 100点

[対象患者]

周Ⅲを算定した患者（入院中でなくてもよい）
（参考：周Ⅰまたは周Ⅱを算定した患者は入院中の患者に限る）

[算定要件]

- ・歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・周Ⅲを算定した月に、月2回
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置2【術口衛2】 100点

[対象患者]

周Ⅲによる口腔機能の管理を行っている患者のうち、放射線治療または化学療法の副作用により口腔粘膜炎を発症した患者

[算定要件]

- ・歯科医師又は歯科衛生士による専門的口腔清掃及び口腔粘膜保護剤を使用した口腔粘膜処置
- ・口腔粘膜保護剤を使用した疼痛緩和処置を行い、使用した材料名をカルテ記載
- ・口腔内の状態、治療内容（歯科衛生士が行う場合は歯科衛生士に指示した内容、歯科衛生士名）をカルテ記載
- ・歯科衛生士が行った場合、歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・一連の周術期等口腔機能管理を通じて1回限り
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない
- ・同日に「術口衛1」は併算定できないが、日が異なれば同月併算定可

診療情報提供料 I 【情 I】 250 点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

(紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる)

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者 1 人につき、月 1 回限り

※ **ケモラジ前ステージ** を行っていない場合に限り算定できる項目

周術期等口腔機能管理計画策定料 【周計】 300 点

[対象患者]

がん等に係る手術又は放射線治療、化学療法、緩和ケアを実施する患者

[算定要件]

- ・ 上記治療を実施する保険医療機関からの文書による依頼が必要
- ・ 周術期等の口腔機能管理計画書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・ 摘要欄記載：『依頼元保険医療機関名』

[算定回数・その他]

一連の治療を通じて 1 回限り

< **E-2'** で作成する文書 >

- 1 : 受診報告書 (任意) 資料①
- 2 : 周術期等口腔機能管理計画書 (周計の算定要件) 資料②
※周計を算定した場合のみ必要
- 3 : 周術期等口腔機能管理報告書 資料③
- 4 : 診療情報提供文書 (情 I) (任意) 資料④
- 5 : 歯科衛生士業務に関する記録 (術口衛 1・2 の算定要件) . . . 資料⑤

< **E-2'** で診療後に行う事 >

【〇〇病院 △△科へ】

- ・ 診療情報提供文書 ← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ
※情 I を算定した場合のみ必要

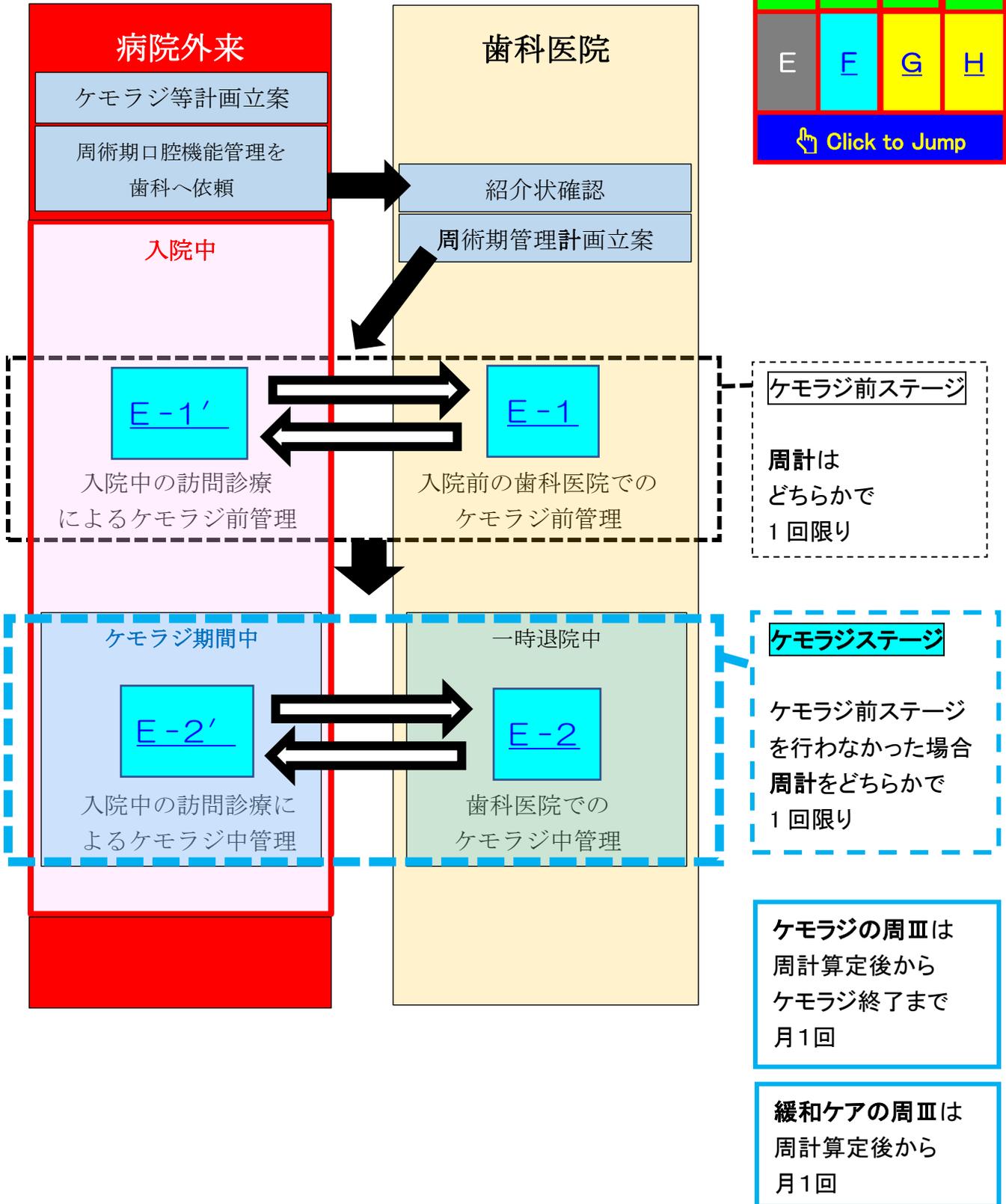
【患者さんへ文書提供】

- ・ 周術期等口腔機能管理計画書
※周計を算定した場合のみ必要
- ・ 周術期等口腔機能管理報告書
※患者の状態に大きな変化がない場合は、3 月に 1 回の文書提供でよい

周計を『自院』で算定する、ケモラジ又は緩和ケア における周術期管理

周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。

A	B	C	D
E	E	G	H
Click to Jump			



月日	部位	治療内容	点数
6/1		再診 明細 再外来環 1	56+1+3
		管理報告書の作成 ← 週Ⅲ ※ 管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) 摘 (化学療法の実施日: 4月17日)	200
	$\frac{7}{7} \text{---} \frac{7}{7}$	歯周基本検査 別紙記載	200
	123	S R P	60×3
		歯科衛生士業務に関する記録の作成 ← 術口衛 1 ※ 歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	100
		実地指 (患者に文書提供)	80
6/15		再診 明細 再外来環 1	56+1+3
		歯科衛生士業務に関する記録の作成 ← 術口衛 2 ※ 歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	110
		エピシル口腔用液使用 10ml	766
		診療情報提供文書の作成 ← 情 I (別紙参照) ※	250

- ※ **ケモラジ前ステージ** を行っていない場合は、この **ケモラジステージ** で周計を算定する。
- ※週Ⅲは周計算定月から月1回算定できる。
- ※術口衛1は、週Ⅲを算定した患者には、入院に関わらず週Ⅲ算定月に月2回算定できる。
術口衛1は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できないが、同一初診内で歯管、特疾管、歯在管を算定している場合は、代わりに歯清が原則2月に1回算定できる。
- ※術口衛2は、ケモラジを実施した患者に限り算定できる(緩和ケアのみの患者は対象外)。
術口衛2は、一連の周術期口腔機能管理を通じて1回限り算定できる。2回目以降行った場合は、エピシル口腔用液薬剤料のみ算定できる。
- ※エピシル口腔用液は、一連の治療につき原則10mlを限度とするが、追加使用する場合は摘要欄記載が必要。追加使用の回数制限は特になく、実態に応じて算定可能。
(エピシルは処方箋薬剤ではなく、ペリオクリン等と同様の特定薬剤です。)
- ※情Iは、必要に応じて月1回算定できる。

< E-2 で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）【周Ⅲ】 200点

[対象患者]

- ・周計の管理計画に基づき、がん等に係る放射線治療または化学療法を予定または実施している患者
- ・緩和ケアの対象となる患者

[算定要件]

- ・口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
※患者の状態に大きな変化がない場合は3月に1回の文書提供でよい
- ・摘要欄記載：『放射線治療または化学療法の実施日』
※緩和ケアのみの場合は記載不要

[算定回数・その他]

- ・周計を算定した月から、月1回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置1【術口衛1】 100点

[対象患者]

周Ⅲを算定した患者（入院中でなくてもよい）
（参考：周Ⅰまたは周Ⅱを算定した患者は入院中の患者に限る）

[算定要件]

- ・歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・周Ⅲを算定した月に、月2回
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置2【術口衛2】 100点

[対象患者]

周Ⅲによる口腔機能の管理を行っている患者のうち、放射線治療または化学療法の副作用により口腔粘膜炎を発症した患者

[算定要件]

- ・歯科医師又は歯科衛生士による専門的口腔清掃及び口腔粘膜保護剤を使用した口腔粘膜処置
- ・口腔粘膜保護剤を使用した疼痛緩和処置を行い、使用した材料名をカルテ記載
- ・口腔内の状態、治療内容（歯科衛生士が行う場合は歯科衛生士に指示した内容、歯科衛生士名）をカルテ記載
- ・歯科衛生士が行った場合、歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・一連の周術期等口腔機能管理を通じて1回限り
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない
- ・同日に「術口衛1」は併算定できないが、日⁶¹が異なれば同月併算定可

診療情報提供料 I 【情 I】 250 点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

(紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる)

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者 1 人につき、月 1 回限り

※ **ケモラジ前ステージ** を行っていない場合に限り算定できる項目

周術期等口腔機能管理計画策定料 【周計】 300 点

[対象患者]

がん等に係る手術又は放射線治療、化学療法、緩和ケアを実施する患者

[算定要件]

- ・ 上記治療を実施する保険医療機関からの文書による依頼が必要
- ・ 周術期等の口腔機能管理計画書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・ 摘要欄記載：『依頼元保険医療機関名』

[算定回数・その他]

一連の治療を通じて 1 回限り

< **E-2** で作成する文書 >

- 1：受診報告書（任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料①
- 2：周術期等口腔機能管理計画書（周計の算定要件）・・・・・・資料②
※周計を算定した場合のみ必要
- 3：周術期等口腔機能管理報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料③
- 4：診療情報提供文書（情 I）（任意）・・・・・・・・・・資料④
- 5：歯科衛生士業務に関する記録（術口衛 1・2 の算定要件）・・資料⑤

< **E-2** で診療後に行う事 >

【〇〇病院 △△科へ】

・ 診療情報提供文書 ← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ

※情 I を算定した場合のみ必要

【患者さんへ文書提供】

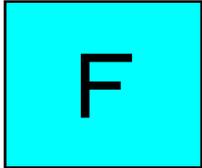
・ 周術期等口腔機能管理計画書

※周計を算定した場合のみ必要

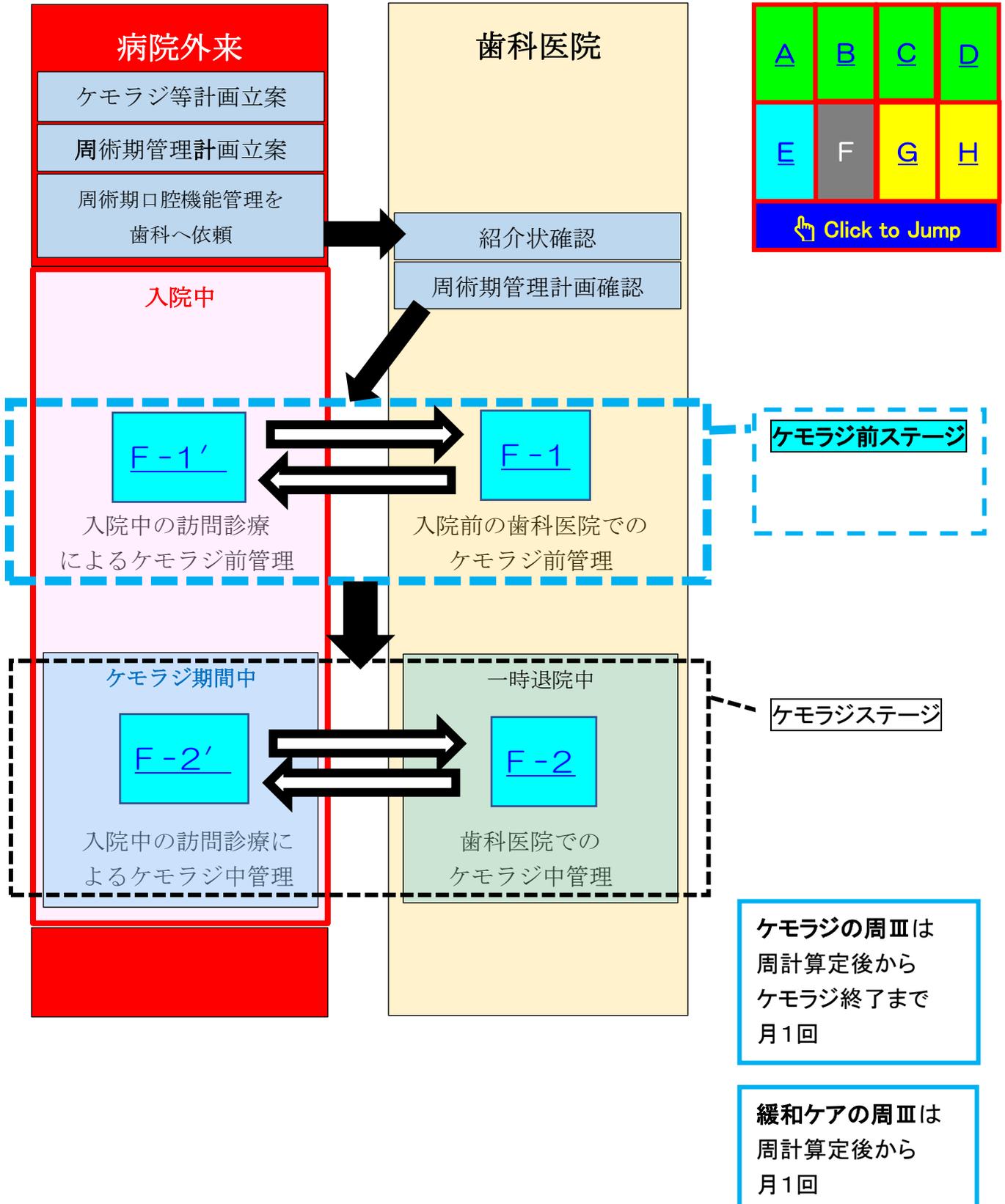
・ 周術期等口腔機能管理報告書

※患者の状態に大きな変化がない場合は、3 月に 1 回の文書提供でよい

CR II 周計を『紹介元病院』又は『他医院』で算定する、
ケモラジ又は緩和ケアにおける周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



ケモラジ前等の周術期管理(歯科医院にて)

月日	部位	治療内容	点数
4/3		初診 外来環 1	264+23
		大腸がんで、横浜医療センター外科にて4/17より抗がん剤治療開始予定。周術期等口腔機能管理依頼にて来院。	
		デジタル (パントモ)	402
		周Ⅲ ※	200
		管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) 摘 (化学療法の予定日: 4月17日)	
	7-11-7	歯周基本検査 別紙記載	200
		スケーリング	72+38×5
		術口衛 1 ※	100
		歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	
		実地指 (患者に文書提供)	80
		情 I (別紙参照) ※	250

- ※周計は、紹介元病院にて算定されている。
- ※周Ⅲは周計算定月から月1回算定できる。
- ※術口衛1は、周Ⅲを算定した患者には、入院に関わらず周Ⅲ算定月に月2回算定できる。
術口衛1は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できない。
- ※情Iは、必要に応じて月1回算定できる。

< **F-1** で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）【**周Ⅲ**】 200点

[対象患者]

- ・周計の管理計画に基づき、がん等に係る放射線治療または化学療法を予定または実施している患者
- ・緩和ケアの対象となる患者

[算定要件]

- ・口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
※患者の状態に大きな変化がない場合は3月に1回の文書提供でよい
- ・摘要欄記載：『放射線治療または化学療法の実施日または予定日』
※『未定』でも可
※緩和ケアのみの場合は記載不要

[算定回数・その他]

- ・周計を算定した月から、月1回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置1【**術口衛1**】 100点

[対象患者]

周Ⅲを算定した患者（入院中でなくてもよい）
（参考：周Ⅰまたは周Ⅱを算定した患者は入院中の患者に限る）

[算定要件]

- ・歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・周Ⅲを算定した月に、月2回
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

診療情報提供料Ⅰ【**情Ⅰ**】 250点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者
（紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる）

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者1人につき、月1回限り

< F-1 で確認する事 >

ケモラジ等を実施する保険医療機関（病院）からの周術期管理に関する紹介状

- ・化学療法又は放射線治療を行う病院
- ・化学療法や放射線治療の実施（予定）日
 - ※未定の場合は摘要欄に「治療日未定」と記載
- ・紹介元病院が作成した周術期等口腔機能管理計画書の写し
(紹介元病院が周計を算定する要件かつ我々が周Ⅲを算定する要件)

< F-1 で作成する文書 >

- 1 : 受診報告書（任意）・・・・・・・・・・・・・・・・資料①
- 2 : 周術期等口腔機能管理報告書（周Ⅲの算定要件）・・・・資料③
- 3 : 診療情報提供文書（情Ⅰ）（任意）・・・・・・・・資料④
- 5 : 歯科衛生士業務に関する記録（術口衛Ⅰの算定要件）・・資料⑤

< F-1 で診療後に行う事 >

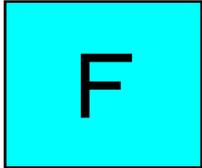
【〇〇病院 △△科へ】

- ・受診報告書（任意） ← FAXもしくは郵送
- ・診療情報提供文書（任意） ← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ

【患者さんへ文書提供】

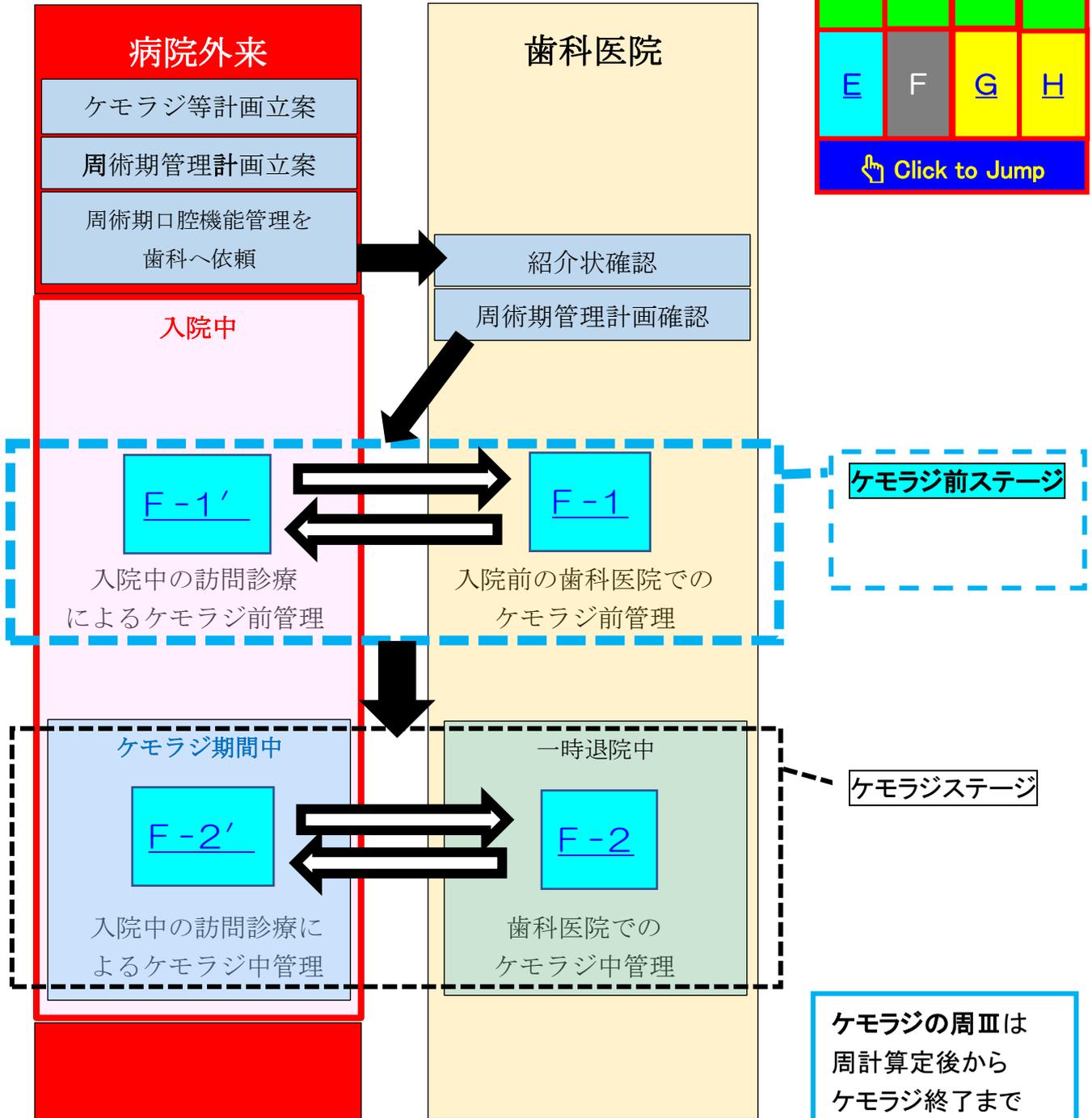
- ・周術期等口腔機能管理報告書

CR II 周計を『紹介元病院』又は『他医院』で算定する、 ケモラジ又は緩和ケアにおける周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。

A	B	C	D
E	F	G	H
Click to Jump			



ケモラジの周Ⅲは
周計算定後から
ケモラジ終了まで
月1回

緩和ケアの周Ⅲは
周計算定後から
月1回

月日	部位	治療内容	点数
4/3		歯科訪問診療 1 14:06~14:33 ③(訪問先:横浜医療センター)	1100
		週Ⅲ ※ 管理報告書(別紙参照)(患者に文書提供) ③(化学療法の予定日:4月17日)	200
	7=7=7	歯周基本検査 別紙記載	200
		スケーリング	72+38×5
		術口衛 1 ※ 歯科衛生士:○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録(別紙参照)	100
		訪問歯科衛生指導料 1人 14:35~14:57 歯間部清掃をまめに行うように指導させた 歯科衛生士:○○△△	360
		情Ⅰ(別紙参照) ※	250

※周計は、紹介元病院にて算定されている。

※週Ⅲは周計算定月から月1回算定できる。

※術口衛1は、週Ⅲを算定した患者には、入院に関わらず週Ⅲ算定月に月2回算定できる。

術口衛1は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できないが、同一初診内で歯管、特疾管、歯在管を算定している場合は、代わりに歯清が原則2月に1回算定できる。

※情Ⅰは、必要に応じて月1回算定できる。

< **F-1'** で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）【**周Ⅲ**】 200 点

[対象患者]

- ・周計の管理計画に基づき、がん等に係る放射線治療または化学療法を予定または実施している患者
- ・緩和ケアの対象となる患者

[算定要件]

- ・口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
※患者の状態に大きな変化がない場合は3月に1回の文書提供でよい
- ・摘要欄記載：『放射線治療または化学療法の実施日または予定日』
※『未定』でも可
※緩和ケアのみの場合は記載不要

[算定回数・その他]

- ・周計を算定した月から、月1回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置1【**術口衛1**】 100 点

[対象患者]

周Ⅲを算定した患者（入院中でなくてもよい）
（参考：周Ⅰまたは周Ⅱを算定した患者は入院中の患者に限る）

[算定要件]

- ・歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・周Ⅲを算定した月に、月2回
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

診療情報提供料Ⅰ【**情Ⅰ**】 250 点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者
（紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる）

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者1人につき、月1回限り

< F-1' で確認する事 >

ケモラジ等を実施する保険医療機関（病院）からの周術期管理に関する紹介状

- ・化学療法又は放射線治療を行う病院
- ・化学療法や放射線治療の実施（予定）日
 - ※未定の場合は摘要欄に「治療日未定」と記載
- ・紹介元病院が作成した周術期等口腔機能管理計画書の写し
(紹介元病院が周計を算定する要件かつ我々が周Ⅲを算定する要件)

< F-1' で作成する文書 >

- 1 : 受診報告書（任意）・・・・・・・・・・・・・・・・資料①
- 2 : 周術期等口腔機能管理報告書（周Ⅲの算定要件）・・・・資料③
- 3 : 診療情報提供文書（情Ⅰ）（任意）・・・・・・・・資料④
- 5 : 歯科衛生士業務に関する記録（術口衛Ⅰの算定要件）・・資料⑤

< F-1' で診療後に行う事 >

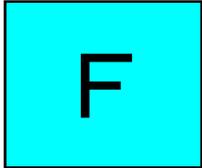
【〇〇病院 △△科へ】

- ・受診報告書（任意） ← FAXもしくは郵送
- ・診療情報提供文書（任意） ← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ

【患者さんへ文書提供】

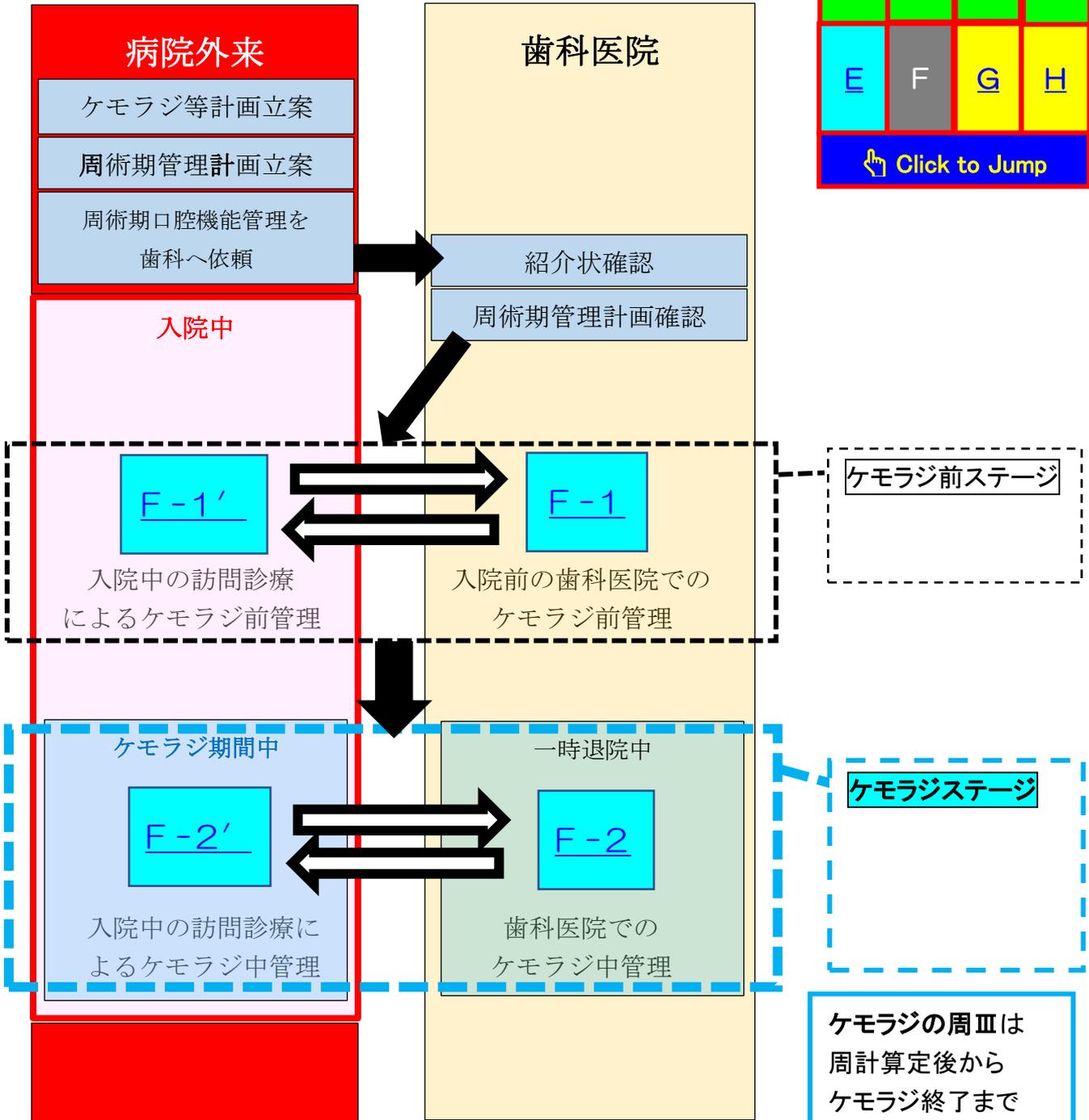
- ・周術期等口腔機能管理報告書

CR II 周計を『紹介元病院』又は『他医院』で算定する、 ケモラジ又は緩和ケアにおける周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。

A	B	C	D
E	F	G	H
Click to Jump			



ケモラジの周Ⅲは
周計算定後から
ケモラジ終了まで
月1回

緩和ケアの周Ⅲは
周計算定後から
月1回

F-2'

ケモラジ中等の周術期管理(入院先への訪問診療)



E-2'

と同じ

※周計は算定不可

F-2

退院後のケモラジ等の周術期管理(歯科医院にて)



E-2

と同じ

※周計は算定不可

3. ケモラジ後手術における周術期管理： **CR→Op**

がんの原発巣が大きく、手術のみでは切除範囲が大きくなり、術後の再発や転移、重篤な QOL の低下が予測される場合、計画的に手術前の化学療法や放射線治療を行うことがある。これにより、手術の成績を向上させ、また機能（臓器）温存を図る。

術前ケモラジにおける周術期等口腔機能管理の目的

- ・ 周術期において、歯周疾患の急性発作を予防すること。
- ・ がん治療の合併症によりがん治療そのものが中断しないよう口腔内を管理し口腔機能を維持すること。
- ・ 周術期の誤嚥性肺炎の発症や重篤化のリスクを減少させること。

手術における周術期等口腔機能管理の目的

- ・ 周術期において、歯周疾患の急性発作を予防すること。
- ・ 気管内挿管を安全に行えるようにすること。
- ・ 周術期の誤嚥性肺炎の発症や重篤化のリスクを減少させること。
- ・ 術後の口腔粘膜炎の予防
- ・ 術後の栄養障害の予防

我々歯科医師に求められる処置内容

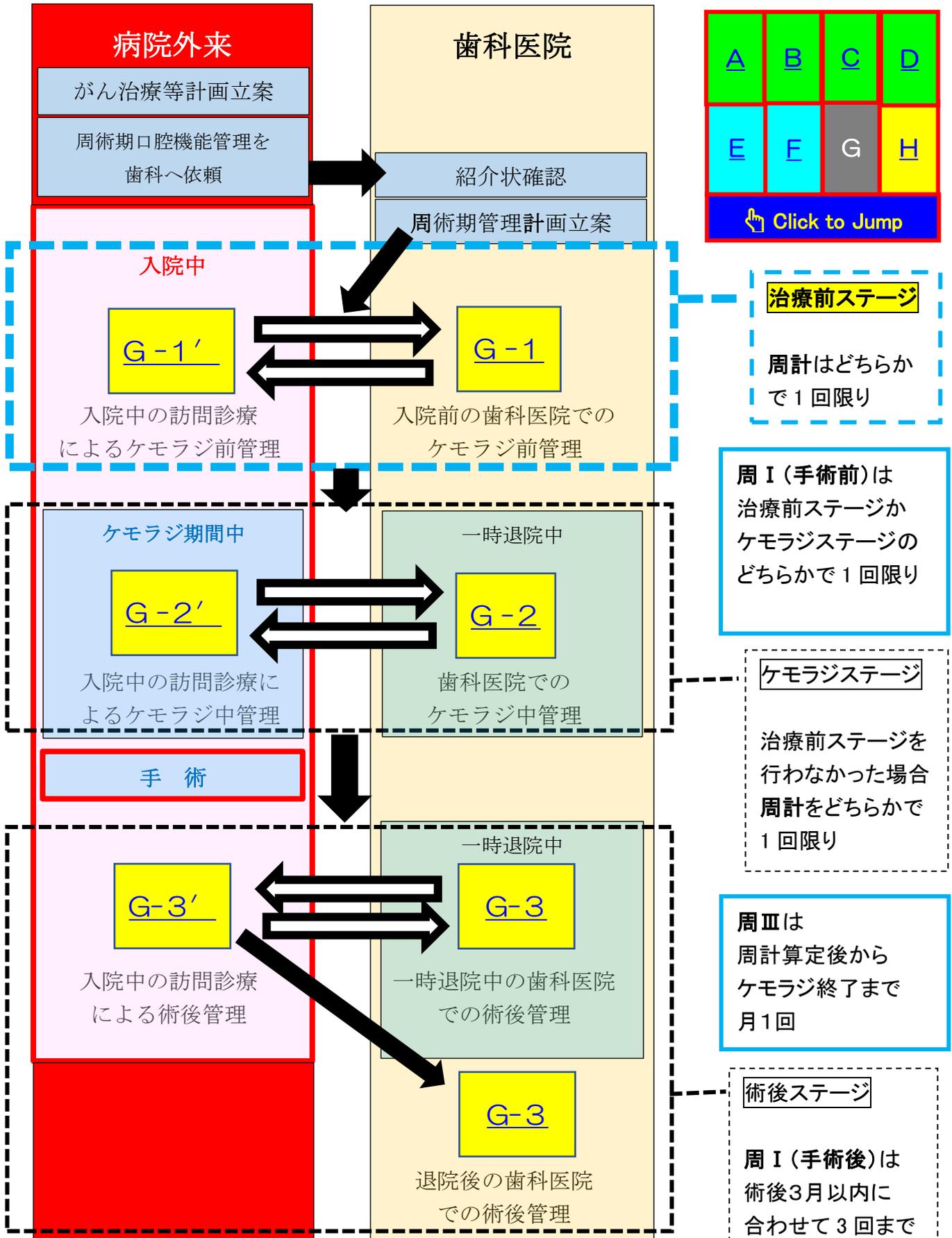
- ・ がん治療開始に先立ち、緊急性のあるう蝕や歯周病に対する治療
（抜歯、抜髄、充填処置、歯周病初期治療）
- ・ 気管内挿管を行う際に、破折や脱落の可能性のある歯への事前対応
（暫間固定、抜歯、口腔内装置製作など）
- ・ 化学療法との合併症に対する対応
（口腔粘膜炎、歯肉出血、カンジダ、口腔感染症、水泡性病変、顎骨壊死、口腔乾燥、味覚障害、知覚過敏 等）
- ・ 放射線治療との合併症に対する対応
（口腔粘膜炎、味覚障害、口腔乾燥、水泡性病変、カンジダ、開口障害、嚥下障害、軟組織壊死、放射線性骨髄炎、顎骨壊死、放射線性う蝕 等）
- ・ がん治療期間中のう蝕治療、歯周病治療、口腔ケア、補綴物管理による摂食嚥下機能の維持
（歯冠修復・欠損補綴処置、歯周基本治療、口腔ケア、摂食機能療法）

CR→Op

周計を『自院』で算定する、ケモラジ後手術における 周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



月日	部位	治療内容	点数
9/1		初診 外来環 1	264+23
		大腸がんにて化学療法後切除術予定のため、国際親善総合病院外科から周術期の口腔機能管理依頼にて来院	
		9/7 より化学療法開始予定、11月上旬に手術予定	
		パントモ (デジタル)	402
		周計	※ 300
		管理計画書 (別紙参照) (患者に文書提供) ③ (国際親善総合病院)	
		管理計画書の作成 ←	
		周Ⅰ (手術前)	※ 280
		管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) ③ (11月上旬手術予定)	
		管理報告書の作成 ←	
		周Ⅲ	※ 200
		管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) ③ (化学療法の予定日: 9月7日)	
		管理報告書の作成 ←	
	𐄂𐄂𐄂𐄂	歯周基本検査 別紙記載	200
		スケーリング	72+38×5
		術口衛 1	※ 100
		歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	
		術口衛1に関する記録の作成 ←	
		実地指 (患者に文書提供)	80
		情Ⅰ (別紙参照)	※ 250
		診療情報提供文書の作成 ←	

※周計は、管理開始時に1回しか算定できない。

※周Ⅰ (手術前) は、**治療前ステージ** か **ケモラジステージ** のどちらかで1回しか算定できない。

※周Ⅲは周計算定月から月1回算定できる。

※術口衛1は、周Ⅲを算定した患者には、入院に関わらず周Ⅲ算定月に月2回算定できる。

術口衛1は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できない。

※情Ⅰは、必要に応じて月1回算定できる。

< G-1 で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理計画策定料 【周計】 300点 ※G-1' かG-1 どちらかで1回のみ算定可

[対象患者]

- ・がん等に係る手術又は放射線治療、化学療法、緩和ケアを実施する患者
- ・心臓血管外科手術を実施する患者
- ・整形外科手術を実施する患者
- ・臓器移植手術を実施する患者
- ・造血幹細胞移植手術を実施する患者
- ・脳卒中に対する手術を実施する患者

[算定要件]

- ・上記治療を実施する保険医療機関からの文書による依頼が必要
- ・周術期等の口腔機能管理計画書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『依頼元保険医療機関名』

[算定回数・その他]

一連の治療を通じて1回限り

周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）【周Ⅰ】（手術前） 280点

[対象患者]

周計の管理計画に基づき手術を予定する患者（周計参照）

[算定要件]

- ・手術前の周術期における口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『手術予定日』 ※『未定』でも可

[算定回数・その他]

- ・手術前1回のみ
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）【周Ⅲ】 200点

[対象患者]

- ・周計の管理計画に基づき、がん等に係る放射線治療または化学療法を予定または実施している患者
- ・緩和ケアの対象となる患者

[算定要件]

- ・口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
※患者の状態に大きな変化がない場合は3月に1回の文書提供でよい
- ・摘要欄記載：『放射線治療または化学療法の実施日または予定日』 ※『未定』でも可

[算定回数・その他]

- ・周計を算定した月から、月1回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置 1 【術口衛 1】 100 点

[対象患者]

周Ⅲを算定した患者（入院中でなくてもよい）

（参考：周Ⅰまたは周Ⅱを算定した患者は入院中の患者に限る）

[算定要件]

- ・ 歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・ 処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・ 周Ⅲを算定した月に、月 2 回
- ・ 同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

診療情報提供料 I 【情 I】 250 点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

（紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる）

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者 1 人につき、月 1 回限り

< G-1 で確認する事 >

ケモラジ後手術を実施する保険医療機関（病院）からの周術期管理に関する紹介状

- ・ 化学療法、放射線治療、手術を行う病院
- ・ 手術（予定）日 ※未定の場合は摘要欄に「手術日未定」と記載
- ・ 化学療法や放射線治療の実施（予定）日 ※未定の場合は摘要欄に「治療日未定」と記載

< G-1 で作成する文書 >

- 1：受診報告書（任意）・・・・・・・・・・・・・・・・資料①
- 2：周術期等口腔機能管理計画書（周計の算定要件）・・・・資料②
- 3：周術期等口腔機能管理報告書（周Ⅰ・Ⅲの算定要件）・・資料③
- 4：診療情報提供文書（情Ⅰ）（任意）・・・・・・・・資料④
- 5：歯科衛生士業務に関する記録（術口衛 1 の算定要件）・・資料⑤

< G-1 で診療後に行う事 >

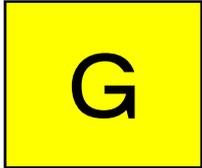
【〇〇病院 △△科へ】

- ・ 受診報告書（任意） ← FAXもしくは郵送
- ・ 診療情報提供文書（任意） ← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ

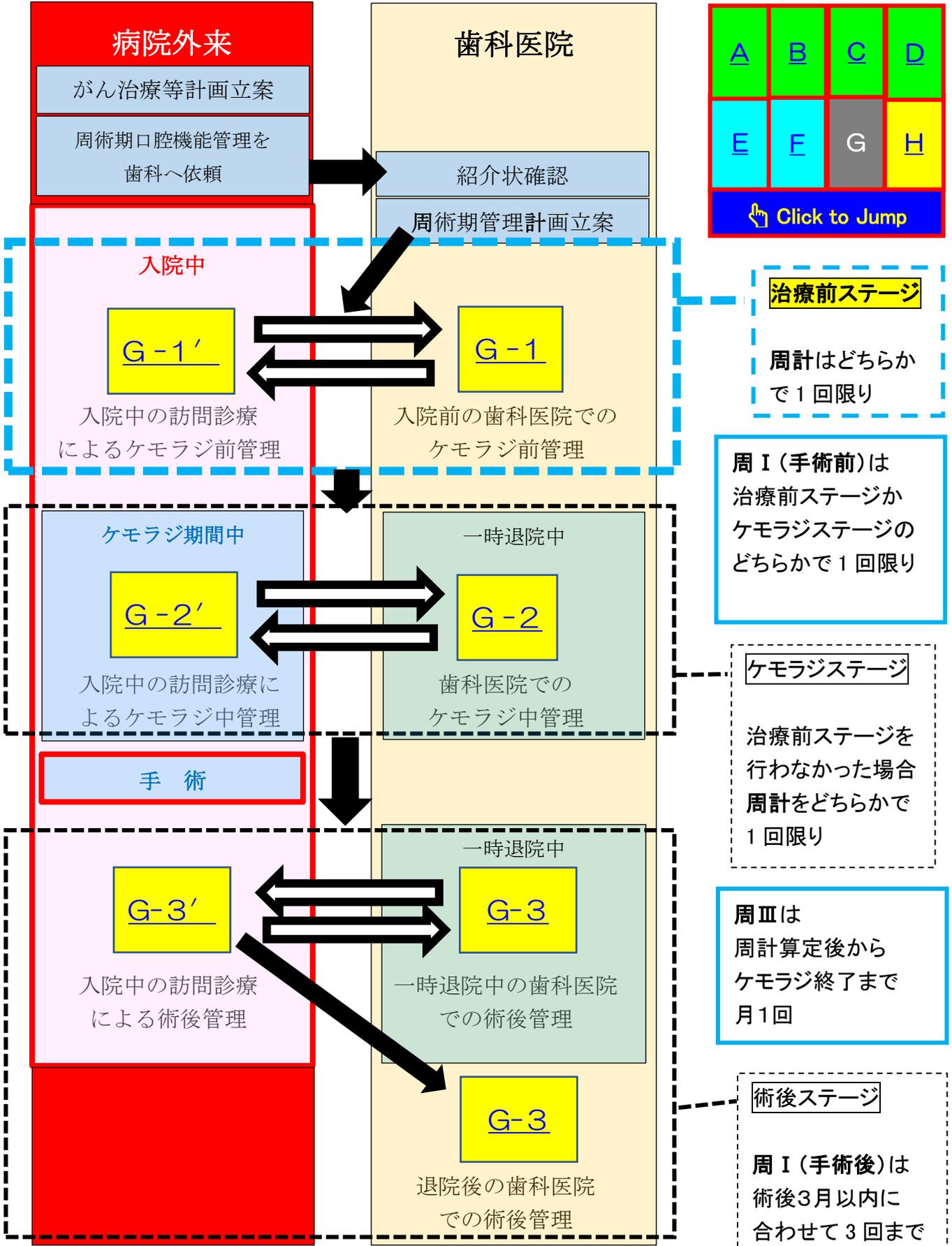
【患者さんへ文書提供】

- ・ 周術期等口腔機能管理計画書
- ・ 周術期等口腔機能管理報告書

周計を『自院』で算定する、ケモラジ後手術における周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



月日	部位	治療内容	点数
9/1		歯科訪問診療 1 14:06~14:33	1100
		大腸がんにて化学療法後切除術予定のため、国際親善総合病院外科から周術期の口腔機能管理依頼にて来院	
		9/7より化学療法開始予定、11月上旬に手術予定	
		周計 ※	300
		管理計画書 (別紙参照) (患者に文書提供) 摘 (国際親善総合病院)	
		管理計画書の作成 ←	
		周Ⅰ (手術前) ※	280
		管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) 摘 (11月上旬手術予定)	
		管理報告書の作成 ←	
		周Ⅲ ※	200
		管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) 摘 (化学療法の予定日: 9月7日)	
		管理報告書の作成 ←	
		訪問歯科衛生指導料 1人 14:35~14:57 歯間部清掃をまめに行うように指導させた 歯科衛生士: ○○△△	360
	7=7 7=7	歯周基本検査 別紙記載	200
		スケーリング	72+38×5
		術口衛1 ※	100
		歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	
		術口衛1に関する記録の作成 ←	
		情Ⅰ (別紙参照) ※	250
		診療情報提供文書の作成 ←	

※周計は、管理開始時に1回しか算定できない。

※周Ⅰ (手術前) は、治療前ステージ か ケモラジステージ のどちらかで1回しか算定できない。

※周Ⅲは周計算定月から月1回算定できる。

※術口衛1は、周Ⅲを算定した患者には、入院に関わらず周Ⅲ算定月に月2回算定できる。

術口衛1は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できないが、同一初診内で歯管、特疾管、歯在管を算定している場合は、代わりに歯清が原則2月に1回算定できる。

※情Ⅰは、必要に応じて月1回算定できる。

< G-1' で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理計画策定料 【周計】 300点 ※G-1' かG-1' どちらかで1回のみ算定可

[対象患者]

- ・がん等に係る手術又は放射線治療、化学療法、緩和ケアを実施する患者
- ・心臓血管外科手術を実施する患者
- ・整形外科手術を実施する患者
- ・臓器移植手術を実施する患者
- ・造血幹細胞移植手術を実施する患者
- ・脳卒中に対する手術を実施する患者

[算定要件]

- ・上記治療を実施する保険医療機関からの文書による依頼が必要
- ・周術期等の口腔機能管理計画書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『依頼元保険医療機関名』

[算定回数・その他]

一連の治療を通じて1回限り

周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）【周Ⅰ】（手術前） 280点

[対象患者]

周計の管理計画に基づき手術を予定する患者（周計参照）

[算定要件]

- ・手術前の周術期における口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『手術予定日』 ※『未定』でも可

[算定回数・その他]

- ・手術前1回のみ
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）【周Ⅲ】 200点

[対象患者]

- ・周計の管理計画に基づき、がん等に係る放射線治療または化学療法を予定または実施している患者
- ・緩和ケアの対象となる患者

[算定要件]

- ・口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
※患者の状態に大きな変化がない場合は3月に1回の文書提供でよい
- ・摘要欄記載：『放射線治療または化学療法の実施日または予定日』 ※『未定』でも可

[算定回数・その他]

- ・周計を算定した月から、月1回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置 1 【術口衛 1】 100 点

[対象患者]

周Ⅲを算定した患者（入院中でなくてもよい）

（参考：周Ⅰまたは周Ⅱを算定した患者は入院中の患者に限る）

[算定要件]

- ・ 歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・ 処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・ 周Ⅲを算定した月に、月 2 回
- ・ 同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

診療情報提供料Ⅰ 【情Ⅰ】 250 点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

（紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる）

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者 1 人につき、月 1 回限り

< **G-1'** で作成する文書 >

- 1：受診報告書（任意）・・・資料①
- 2：術期等口腔機能管理計画書（周計の算定要件）・・・資料②
※周計を算定した場合のみ必要
- 3：周術期等口腔機能管理報告書（周Ⅰ・Ⅲの算定要件）・・・資料③
※周Ⅰの報告書は、周Ⅰを算定した場合のみ必要
- 4：診療情報提供文書（情Ⅰ）（任意）・・・資料④
※情Ⅰを算定した場合のみ必要
- 5：歯科衛生士業務に関する記録（術口衛 1 の算定要件）・・・資料⑤

< **G-1'** で診療後に行う事 >

【〇〇病院 △△科へ】

- ・ 受診報告書（任意） ← FAXもしくは郵送
- ・ 診療情報提供文書（任意） ← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ

【患者さんへ文書提供】

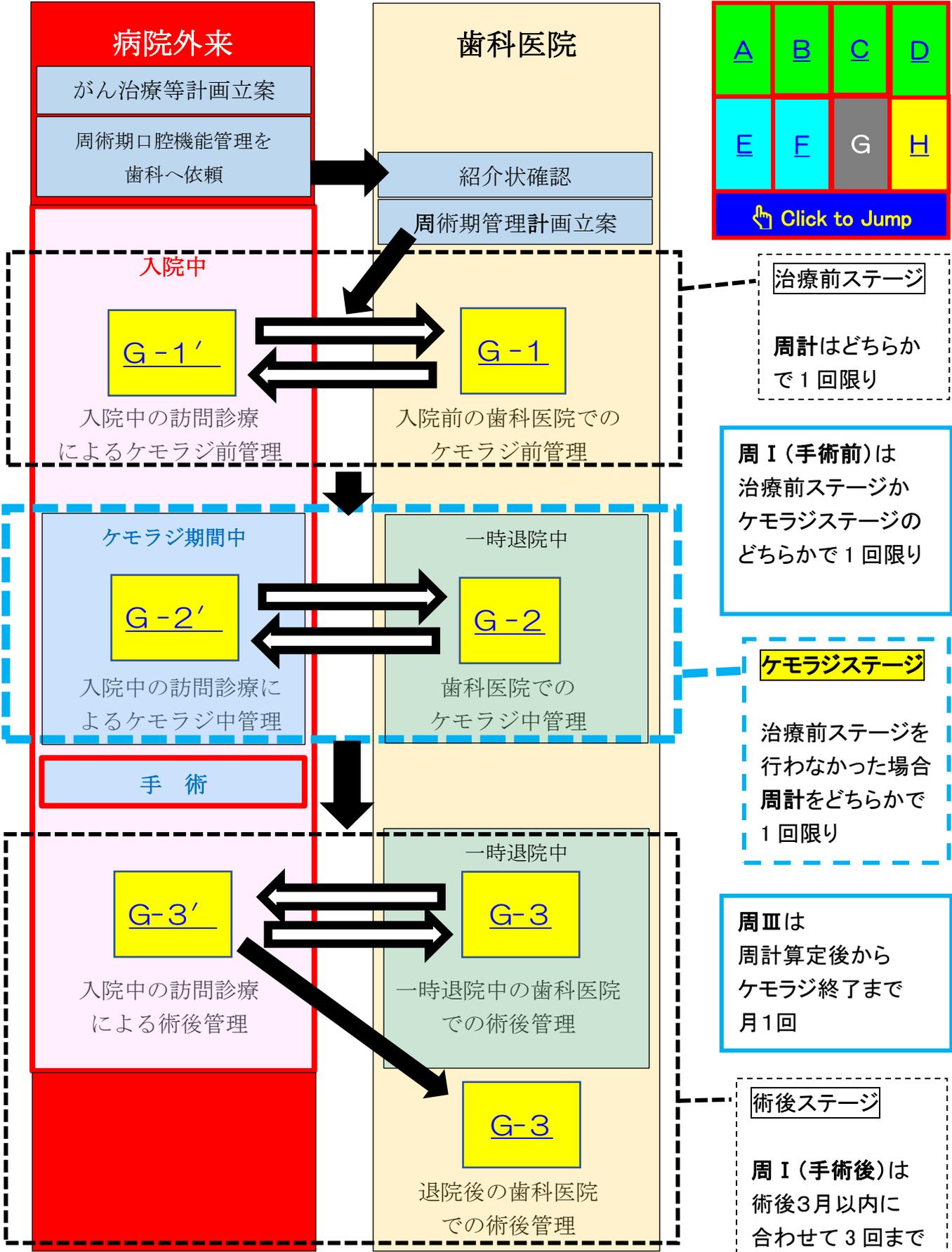
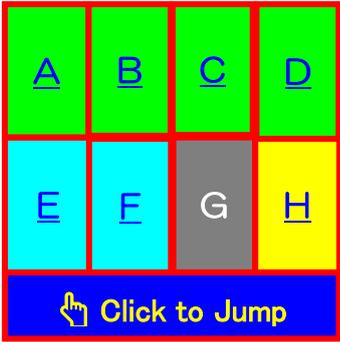
- ・ 周術期等口腔機能管理計画書
※周計を算定した場合のみ必要
- ・ 周術期等口腔機能管理報告書
※周Ⅰの報告書は、周Ⅰを算定した場合のみ必要

CR→Op

周計を『自院』で算定する、ケモラジ後手術における周術期管理

G

周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



月日	部位	治療内容	点数
10/1		歯科訪問診療 1 14:06~14:33 (摘) (訪問先: 国際親善総合病院)	1100
		周Ⅲ ※ 管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) (摘) (化学療法の実施日: 9月7日)	200
	$\frac{7}{7} \equiv \frac{7}{7}$	歯周基本検査 別紙記載	200
	<u>321</u>	S R P	60×3
		術口衛 1 ※ 歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	100
		訪問歯科衛生指導料 1人 14:35~14:57 歯間部清掃をまめに行うように指導させた 歯科衛生士: ○○△△	360
10/15		歯科訪問診療 1 13:31~13:55	1100
		術口衛 2 ※ 歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	110
		エピシル口腔用液使用 10ml	766
		訪問歯科衛生指導料 1人 13:58~14:22 隣接面には歯間ブラシを使用するように指導 歯科衛生士: ○○△△	360
		情 I (別紙参照) ※	250

※ 治療前ステージ を行っていない場合は、この ケモラジステージ で周計を算定する。

※周 I (手術前) は、治療前ステージ で算定していない場合、この ケモラジステージ で 1 回限り算定する。

※周Ⅲは周計算定月から月 1 回算定できる。

※術口衛 1 は、周Ⅲを算定した患者には、入院に関わらず周Ⅲ算定月に月 2 回算定できる。

術口衛 1 は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できないが、同一初診内で歯管、特疾管、歯在管を算定している場合は、代わりに歯清が原則 2 月に 1 回算定できる。

※術口衛 2 は、ケモラジを実施した患者に限り算定できる (緩和ケアのみの患者は対象外)。

術口衛 2 は、一連の周術期口腔機能管理を通じて 1 回限り算定できる。2 回目以降行った場合は、エピシル口腔用液薬剤料のみ算定できる。

※エピシル口腔用液は、一連の治療につき原則 10ml を限度とするが、追加使用する場合は摘要欄記載が必要。追加使用の回数制限は特になく、実態に応じて算定可能。

(エピシルは処方箋薬剤ではなく、ペリオクリン等と同様の特定薬剤です。)

※情 I は、必要に応じて月 1 回算定できる。

< G-2' で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）【周Ⅲ】 200点

[対象患者]

- ・周計の管理計画に基づき、がん等に係る放射線治療または化学療法を予定または実施している患者
- ・緩和ケアの対象となる患者

[算定要件]

- ・口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
※患者の状態に大きな変化がない場合は3月に1回の文書提供でよい
- ・摘要欄記載：『放射線治療または化学療法の実施日』

[算定回数・その他]

- ・周計を算定した月から、月1回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置1【術口衛1】 100点

[対象患者]

周Ⅲを算定した患者（入院中でなくてもよい）
（参考：周Ⅰまたは周Ⅱを算定した患者は入院中の患者に限る）

[算定要件]

- ・歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・周Ⅲを算定した月に、月2回
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置2【術口衛2】 110点

[対象患者]

周Ⅲによる口腔機能の管理を行っている患者のうち、放射線治療または化学療法の副作用により口腔粘膜炎を発症した患者

[算定要件]

- ・歯科医師又は歯科衛生士による専門的口腔清掃及び口腔粘膜保護剤を使用した口腔粘膜処置
- ・口腔粘膜保護剤（エピシル）を使用した疼痛緩和処置を行い、使用した材料名をカルテ記載
- ・口腔内の状態、治療内容（歯科衛生士が行う場合は歯科衛生士に指示した内容、歯科衛生士名）をカルテ記載
- ・歯科衛生士が行った場合、歯科衛生士は業務に関する記録を作成
- ・摘要欄記載：術口衛2を算定せず口腔粘膜保護剤のみを追加算定する場合『前回の術口衛2算定年月日』、『必要になった理由』、『患者の状況』

[算定回数・その他]

- ・一連の周術期等口腔機能管理を通じて1回限り
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない
- ・同日に「術口衛1」は併算定できないが、日⁸⁵が異なれば同月併算定可。

診療情報提供料Ⅰ【情Ⅰ】 250点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

(紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる)

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者1人につき、月1回限り

※ **治療前ステージ** を行っていない場合に限り算定できる項目

周術期等口腔機能管理計画策定料 【周計】 300点

[対象患者]

- ・がん等に係る手術又は放射線治療、化学療法、緩和ケアを実施する患者
- ・心臓血管外科手術を実施する患者
- ・整形外科手術を実施する患者
- ・臓器移植手術を実施する患者
- ・造血幹細胞移植手術を実施する患者
- ・脳卒中に対する手術を実施する患者

[算定要件]

- ・上記治療を実施する保険医療機関からの文書による依頼が必要
- ・周術期等の口腔機能管理計画書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『依頼元保険医療機関名』

[算定回数・その他]

一連の治療を通じて1回限り

※ **治療前ステージ** で算定していない場合に限り算定できる項目

周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）【周Ⅰ】（手術前） 280点

[対象患者]

周計の管理計画に基づき手術を予定する患者（周計参照）

[算定要件]

- ・手術前の周術期における口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『手術予定日』 ※『未定』でも可

[算定回数・その他]

- ・手術前1回のみ
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

< G-2' で作成する文書 >

- 1 : 受診報告書(任意) 資料①
- 2 : 周術期等口腔機能管理計画書 (周計の算定要件) 資料②
※周計を算定した場合のみ必要
- 3 : 周術期等口腔機能管理報告書 (周 I・IIIの算定要件) 資料③
※周 I の報告書は、周 I を算定した場合のみ必要
- 4 : 診療情報提供文書 (情 I) (任意) 資料④
※情 I を算定した場合のみ必要
- 5 : 歯科衛生士業務に関する記録 (術口衛 1・2 の算定要件) . . . 資料⑤

< G-2' で診療後に行う事 >

【〇〇病院 △△科へ】

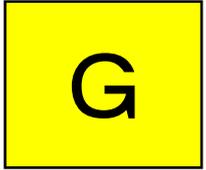
- ・ 受診報告書 (任意) ← FAXもしくは郵送
- ・ 診療情報提供文書 (任意) ← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ

【患者さんへ文書提供】

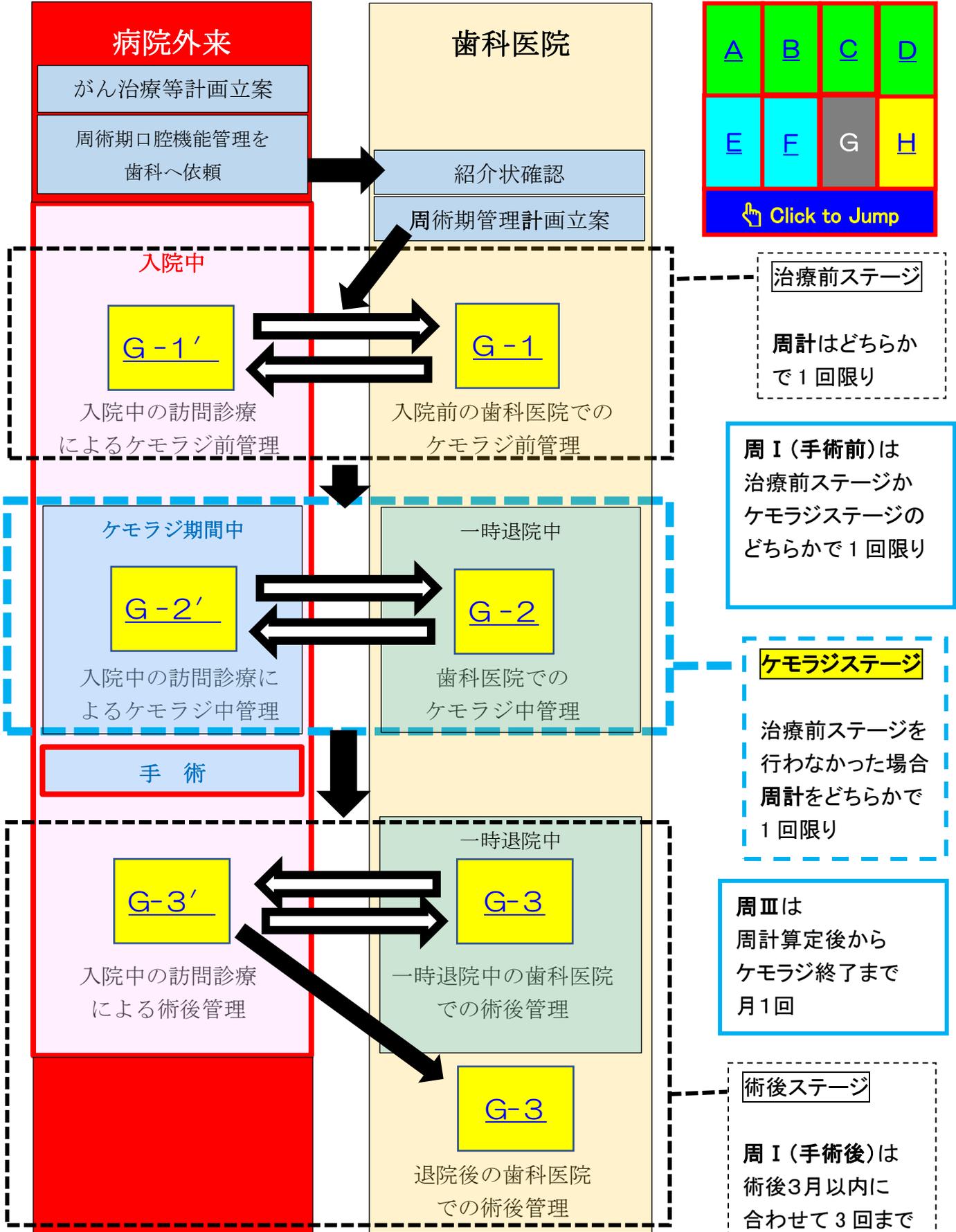
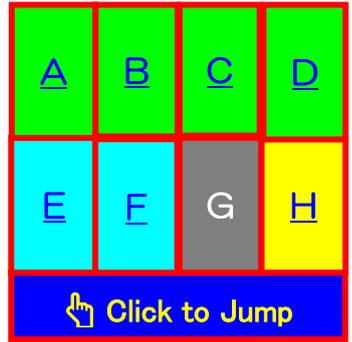
- ・ 周術期等口腔機能管理計画書
※周計を算定した場合のみ必要
- ・ 周術期等口腔機能管理報告書
※周 I の報告書は、周 I を算定した場合のみ必要

CR→Op

周計を『自院』で算定する、ケモラジ後手術における周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



月日	部位	治療内容	点数
10/1		再診 明細 再外来環 1	56+1+3
		管理報告書の作成 ← 管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) ※ 周Ⅲ 摘 (化学療法の実施日: 9月7日)	200
	$\frac{7}{7} \text{---} \frac{7}{7}$	歯周基本検査 別紙記載	200
	321	S R P	60×3
		歯科衛生士業務に関する記録の作成 ← 術口衛 1 歯科衛生士: ○○△△ ※ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	100
		実地指 (患者に文書提供)	80
10/15		再診 明細 再外来環 1	56+1+3
		歯科衛生士業務に関する記録の作成 ← 術口衛 2 歯科衛生士: ○○△△ ※ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	110
		エピシル口腔用液使用 10ml	766
		診療情報提供文書の作成 ← 情 I (別紙参照) ※	250

※ 治療前ステージを行っていない場合は、このケモラジステージで周計を算定する。

※周 I (手術前) は、治療前ステージで算定していない場合、このケモラジステージで 1 回限り算定する。

※周Ⅲは周計算定月から月 1 回算定できる。

※術口衛 1 は、周Ⅲを算定した患者には、入院に関わらず周Ⅲ算定月に月 2 回算定できる。

術口衛 1 は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できないが、同一初診内で歯管、特疾管、歯在管を算定している場合は、代わりに歯清が原則 2 月に 1 回算定できる。

※術口衛 2 は、ケモラジを実施した患者に限り算定できる (緩和ケアのみの患者は対象外)。

術口衛 2 は、一連の周術期口腔機能管理を通じて 1 回限り算定できる。2 回目以降行った場合は、エピシル口腔用液薬剤料のみ算定できる。

※エピシル口腔用液は、一連の治療につき原則 10ml を限度とするが、追加使用する場合は摘要欄記載が必要。追加使用の回数制限は特になく、実態に応じて算定可能。

(エピシルは処方箋薬剤ではなく、ペリオクリン等と同様の特定薬剤です。)

※情 I は、必要に応じて月 1 回算定できる。

< G-2 で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）【周Ⅲ】 200 点

[対象患者]

- ・ 周計の管理計画に基づき、がん等に係る放射線治療または化学療法を予定または実施している患者
- ・ 緩和ケアの対象となる患者

[算定要件]

- ・ 口腔機能の管理
- ・ 管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
※患者の状態に大きな変化がない場合は3月に1回の文書提供でよい
- ・ 摘要欄記載：『放射線治療または化学療法の実施日』

[算定回数・その他]

- ・ 周計を算定した月から、月1回
- ・ 同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置1【術口衛1】 100 点

[対象患者]

周Ⅲを算定した患者（入院中でなくてもよい）
（参考：周Ⅰまたは周Ⅱを算定した患者は入院中の患者に限る）

[算定要件]

- ・ 歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・ 処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・ 周Ⅲを算定した月に、月2回
- ・ 同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置2【術口衛2】 110 点

[対象患者]

周Ⅲによる口腔機能の管理を行っている患者のうち、放射線治療または化学療法の副作用により口腔粘膜炎を発症した患者

[算定要件]

- ・ 歯科医師又は歯科衛生士による専門的口腔清掃及び口腔粘膜保護剤を使用した口腔粘膜処置
- ・ 口腔粘膜保護剤を使用した疼痛緩和処置を行い、使用した材料名をカルテ記載
- ・ 口腔内の状態、治療内容（歯科衛生士が行う場合は歯科衛生士に指示した内容、歯科衛生士名）をカルテ記載
- ・ 歯科衛生士が行った場合、歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・ 一連の周術期等口腔機能管理を通じて1回限り
- ・ 同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない
- ・ 同日に「術口衛1」は併算定できないが、日数が異なれば同月併算定可

診療情報提供料Ⅰ【情Ⅰ】 250点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

(紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる)

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者1人につき、月1回限り

※ **治療前ステージ** を行っていない場合に限り算定できる項目

周術期等口腔機能管理計画策定料 【周計】 300点

[対象患者]

- ・がん等に係る手術又は放射線治療、化学療法、緩和ケアを実施する患者
- ・心臓血管外科手術を実施する患者
- ・整形外科手術を実施する患者
- ・臓器移植手術を実施する患者
- ・造血幹細胞移植手術を実施する患者
- ・脳卒中に対する手術を実施する患者

[算定要件]

- ・上記治療を実施する保険医療機関からの文書による依頼が必要
- ・周術期等の口腔機能管理計画書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『依頼元保険医療機関名』

[算定回数・その他]

一連の治療を通じて1回限り

※ **治療前ステージ** で算定していない場合に限り算定できる項目

周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）【周Ⅰ】（手術前） 280点

[対象患者]

周計の管理計画に基づき手術を予定する患者（周計参照）

[算定要件]

- ・手術前の周術期における口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『手術予定日』 ※『未定』でも可

[算定回数・その他]

- ・手術前1回のみ
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

< **G-2** で作成する文書 >

- 1 : 受診報告書 (任意) 資料①
- 2 : 周術期等口腔機能管理計画書 (周計の算定要件) 資料②
※周計を算定した場合のみ必要
- 3 : 周術期等口腔機能管理報告書 (周 I・IIIの算定要件) 資料③
※周 I の報告書は、周 I を算定した場合のみ必要
- 4 : 診療情報提供文書 (情 I) (任意) 資料④
※情 I を算定した場合のみ必要
- 5 : 歯科衛生士業務に関する記録 (術口衛 1・2 の算定要件) . . . 資料⑤

< **G-2** で診療後に行う事 >

【〇〇病院 △△科へ】

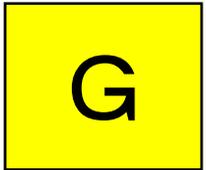
- ・ 受診報告書 (任意) ← FAXもしくは郵送
- ・ 診療情報提供文書 (任意) ← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ

【患者さんへ文書提供】

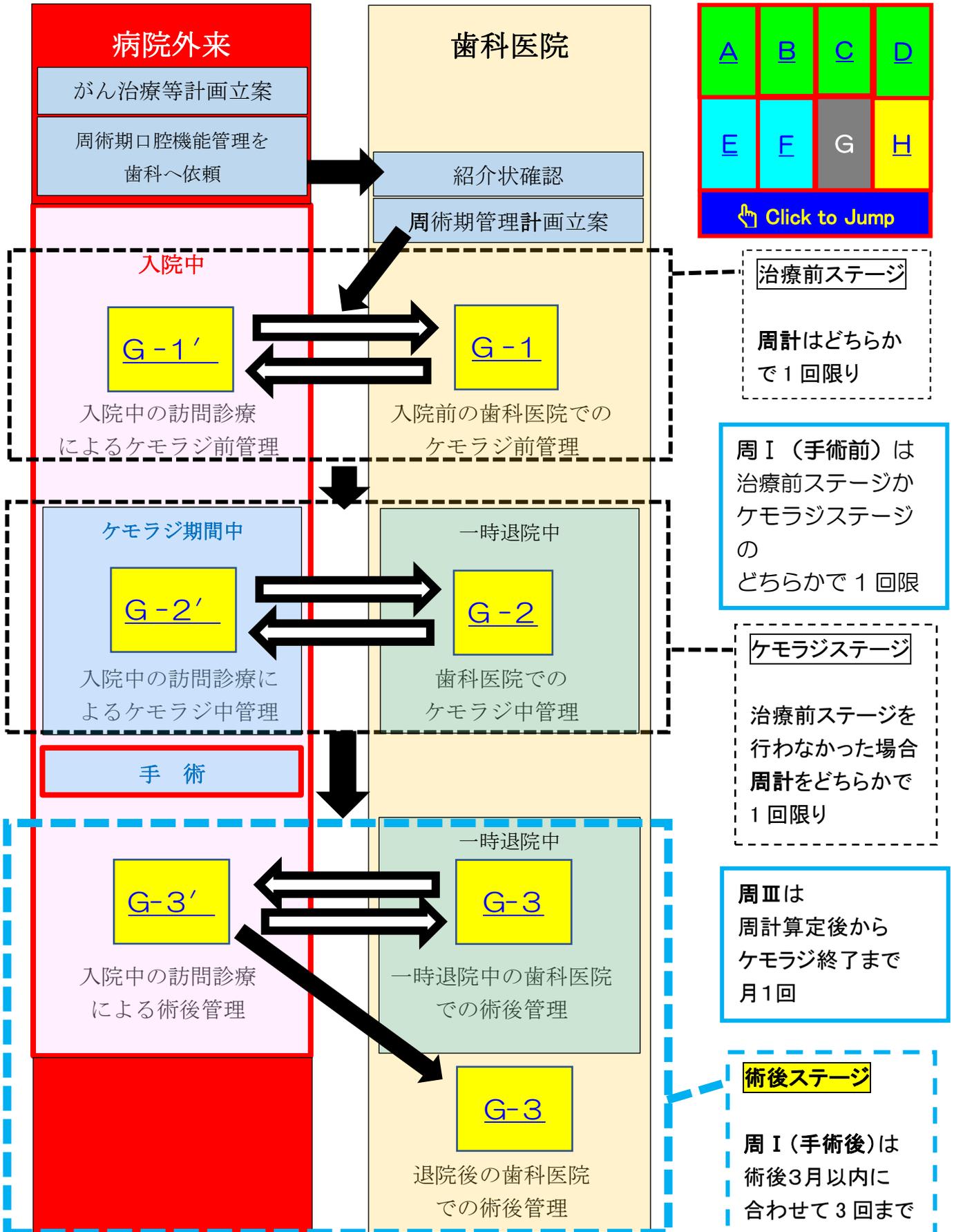
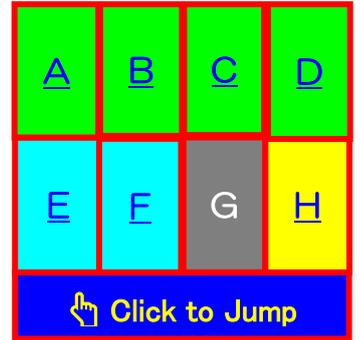
- ・ 周術期等口腔機能管理計画書
※周計を算定した場合のみ必要
- ・ 周術期等口腔機能管理報告書
※周 I の報告書は、周 I を算定した場合のみ必要

CR→Op

周計を『自院』で算定する、ケモラジ後手術における 周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



G-3'

ケモラジ後手術後における周術期管理(入院先への訪問診療)



A-2'

と同じ

G-3

ケモラジ後手術後における周術期管理(歯科医院にて)



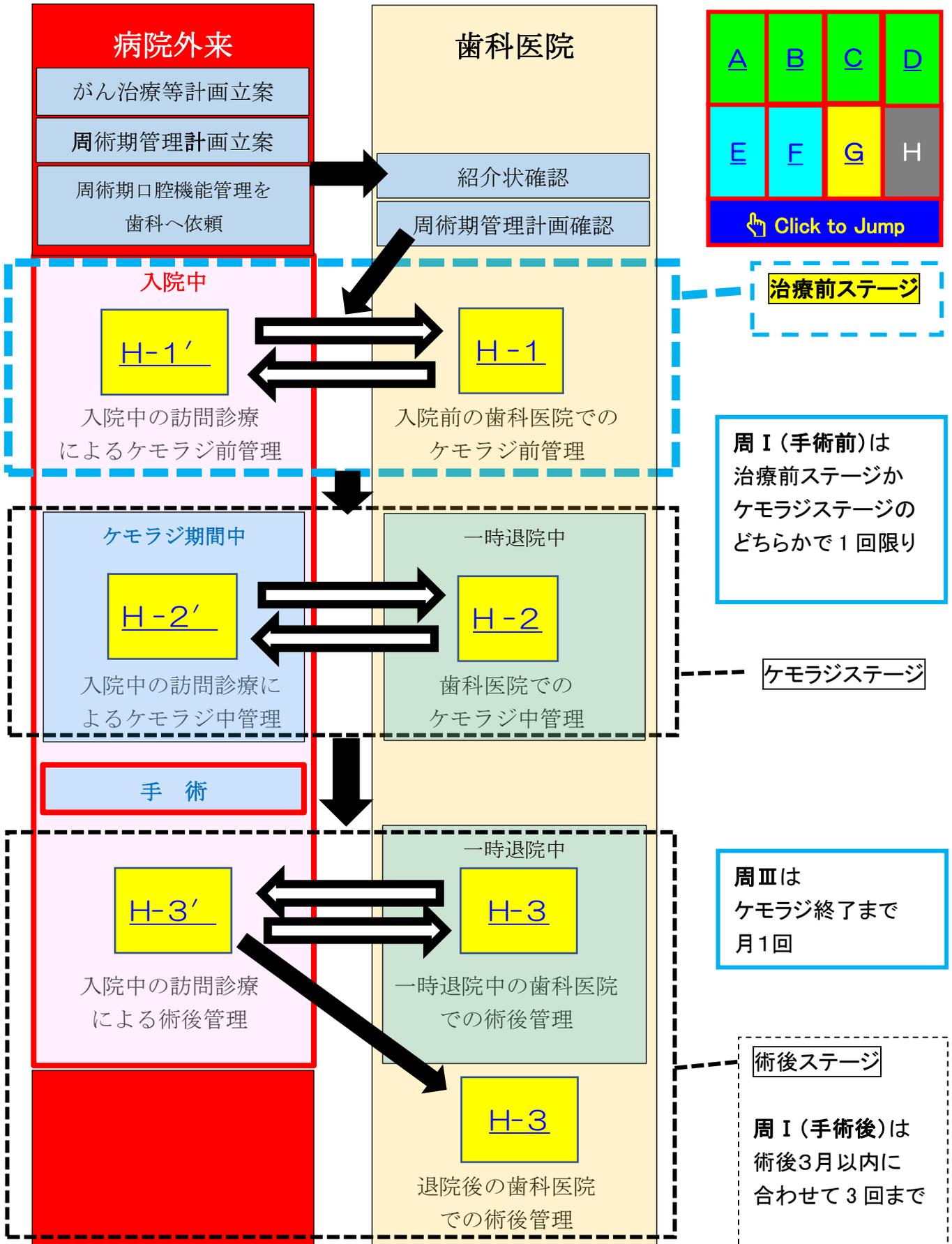
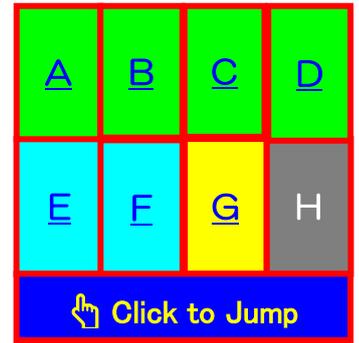
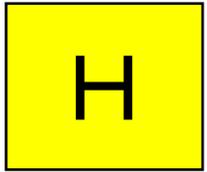
A-2

と同じ

CR→Op

周計を『紹介元病院』又は『他医院』で算定する、
ケモラジ後手術における周術期管理

周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



月日	部位	治療内容	点数
9/1		初診 外来環 1	264+23
		大腸がんにて化学療法後切除術予定のため、国際親善総合病院外科から周術期の口腔機能管理依頼にて来院	
		9/7 より化学療法開始予定、11月上旬に手術予定	
		パントモ (デジタル)	402
		周Ⅰ (手術前) ※	280
		管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) 摘 (11月上旬手術予定)	
		管理報告書の作成 ←	
		周Ⅲ ※	200
		管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) 摘 (化学療法の予定日: 9月7日)	
		管理報告書の作成 ←	
	7=7=7	歯周基本検査 別紙記載	200
		スケーリング	72+38×5
		術口衛 1 ※	100
		歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	
		術口衛1に関する記録の作成 ←	
		実地指 (患者に文書提供)	80
		情Ⅰ (別紙参照) ※	250
		診療情報提供文書の作成 ←	

※周計は、紹介元病院にて算定されている。

※周Ⅰ (手術前) は、**治療前ステージ** か **ケモラジステージ** のどちらかで1回しか算定できない。

※周Ⅲは周計算定月から月1回算定できる。

※術口衛1は、周Ⅲを算定した患者には、入院に関わらず周Ⅲ算定月に月2回算定できる。

術口衛1は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できない。

※情Ⅰは、必要に応じて月1回算定できる。

< H-1 で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）【周Ⅰ】（手術前） 280点

【対象患者】

周計の管理計画に基づき手術を予定する患者（周計参照）

【算定要件】

- ・手術前の周術期における口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『手術予定日』 ※『未定』でも可

【算定回数・その他】

- ・手術前1回のみ
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）【周Ⅲ】 200点

【対象患者】

- ・周計の管理計画に基づき、がん等に係る放射線治療または化学療法を予定または実施している患者
- ・緩和ケアの対象となる患者

【算定要件】

- ・口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
※患者の状態に大きな変化がない場合は3月に1回の文書提供でよい
- ・摘要欄記載：『放射線治療または化学療法の実施日または予定日』 ※『未定』でも可

【算定回数・その他】

- ・周計を算定した月から、月1回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置1【術口衛1】 100点

【対象患者】

周Ⅲを算定した患者（入院中でなくてもよい）

（参考：周Ⅰまたは周Ⅱを算定した患者は入院中の患者に限る）

【算定要件】

- ・歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

【算定回数・その他】

- ・周Ⅲを算定した月に、月2回
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

診療情報提供料 I 【情 I】 250 点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

(紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる)

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者 1 人につき、月 1 回限り

< **H-1** で確認する事 >

ケモラジ後手術を実施する保険医療機関（病院）からの周術期管理に関する紹介状

- ・化学療法、放射線治療、手術を行う病院
- ・手術（予定）日 ※未定の場合は摘要欄に「手術日未定」と記載
- ・化学療法や放射線治療の実施（予定）日
※未定の場合は摘要欄に「治療日未定」と記載
- ・紹介元病院が作成した周術期等口腔機能管理計画書の写し
(紹介元病院が周計を算定する要件かつ我々が周 I を算定する要件)

< **H-1** で作成する文書 >

- 1 : 受診報告書（任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料①
- 2 : 周術期等口腔機能管理報告書（周 I ・ III の算定要件）・・資料③
- 3 : 診療情報提供文書（情 I）（任意）・・・・・・・・・・資料④
- 4 : 歯科衛生士業務に関する記録（術口衛 1 の算定要件）・・資料⑤

< **H-1** で診療後に行う事 >

【〇〇病院 △△科へ】

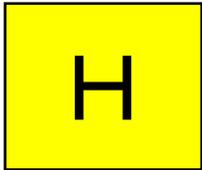
- ・受診報告書（任意） ← FAX もしくは郵送
- ・診療情報提供文書（任意） ← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ

【患者さんへ文書提供】

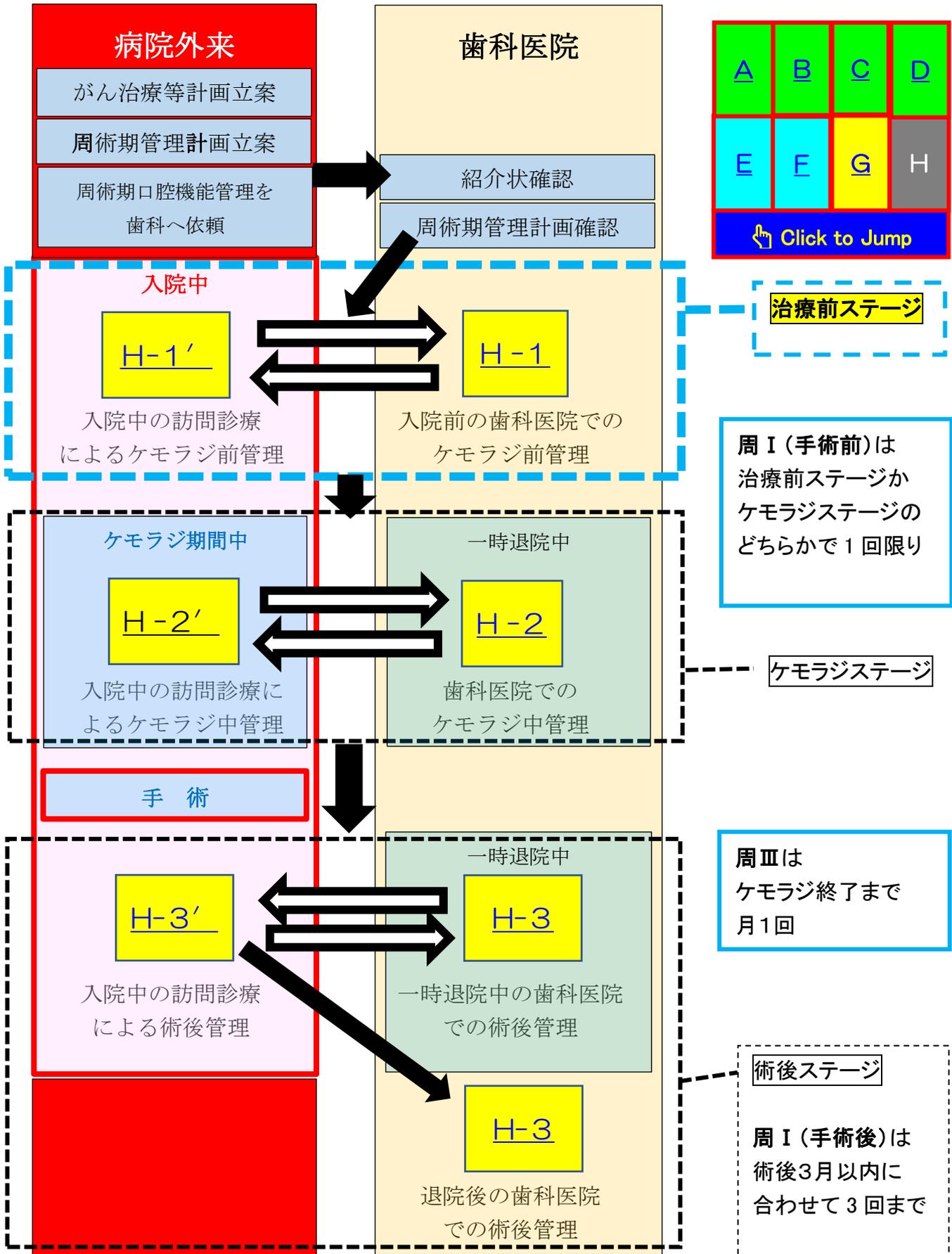
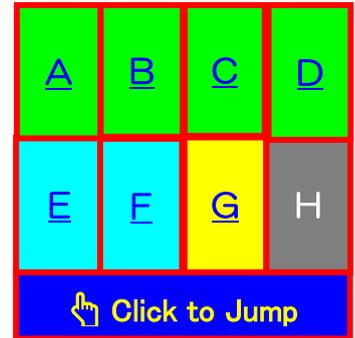
- ・周術期等口腔機能管理報告書

CR→Op

周計を『紹介元病院』又は『他医院』で算定する、
ケモラジ後手術における周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



月日	部位	治療内容	点数
9/1		歯科訪問診療 1 14:06~14:33 ③(訪問先:横浜医療センター)	1100
		大腸がんにて化学療法後切除術予定のため、横浜医療センター外科から周術期の口腔機能管理依頼にて来院	
		9/7より化学療法開始予定、11月上旬に手術予定	
		周Ⅰ(手術前) ※ 管理報告書(別紙参照)(患者に文書提供) ③(11月上旬手術予定)	280
		管理報告書の作成 ←	
		周Ⅲ ※ 管理報告書(別紙参照)(患者に文書提供) ③(化学療法の予定日:9月7日)	200
		管理報告書の作成 ←	
	7/7	歯周基本検査 別紙記載	200
		スケーリング	72+38×5
		術口衛1 ※ 歯科衛生士:○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録(別紙参照)	100
		歯科衛生士業務に関する記録の作成 ←	
		訪問歯科衛生指導料1人 14:35~14:57 歯間部清掃をまめに行うように指導させた 歯科衛生士:○○△△	360
		情Ⅰ(別紙参照) ※	250
		診療情報提供文書の作成 ←	

※周計は、紹介元病院にて算定されている。

※周Ⅰ(手術前)は、**治療前ステージ**か**ケモラジステージ**のどちらかで1回しか算定できない。

※周Ⅲは周計算定月から月1回算定できる。

※術口衛1は、周Ⅲを算定した患者には、入院に関わらず周Ⅲ算定月に月2回算定できる。

術口衛1は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できないが、同一初診内で歯管、特疾管、歯在管を算定している場合は、代わりに歯清が原則2月に1回算定できる。

※情Ⅰは、必要に応じて月1回算定できる。

< H-1' で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）【周Ⅰ】（手術前） 280点

[対象患者]

周計の管理計画に基づき手術を予定する患者（周計参照）

[算定要件]

- ・手術前の周術期における口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『手術予定日』 ※『未定』でも可

[算定回数・その他]

- ・手術前1回のみ
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）【周Ⅲ】 200点

[対象患者]

- ・周計の管理計画に基づき、がん等に係る放射線治療または化学療法を予定または実施している患者
- ・緩和ケアの対象となる患者

[算定要件]

- ・口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
※患者の状態に大きな変化がない場合は3月に1回の文書提供でよい
- ・摘要欄記載：『放射線治療または化学療法の実施日または予定日』 ※『未定』でも可

[算定回数・その他]

- ・周計を算定した月から、月1回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置1【術口衛1】 100点

[対象患者]

周Ⅲを算定した患者（入院中でなくてもよい）

（参考：周Ⅰまたは周Ⅱを算定した患者は入院中の患者に限る）

[算定要件]

- ・歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・周Ⅲを算定した月に、月2回
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

診療情報提供料 I 【情 I】 250 点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

(紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる)

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者 1 人につき、月 1 回限り

< **H-1'** で作成する文書 >

- 1 : 受診報告書 (任意) 資料①
- 2 : 周術期等口腔機能管理報告書 (周 I・III の算定要件) . . . 資料③
※周 I の報告書は、周 I を算定した場合のみ必要
- 3 : 診療情報提供文書 (情 I) (任意) 資料④
※情 I を算定した場合のみ必要
- 4 : 歯科衛生士業務に関する記録 (術口衛 1 の算定要件) . . . 資料⑤

< **H-1'** で診療後に行う事 >

【〇〇病院 △△科へ】

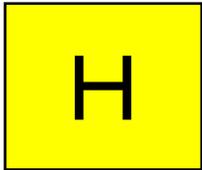
- ・受診報告書 (任意) ← FAX もしくは郵送
- ・診療情報提供文書 (任意) ← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ

【患者さんへ文書提供】

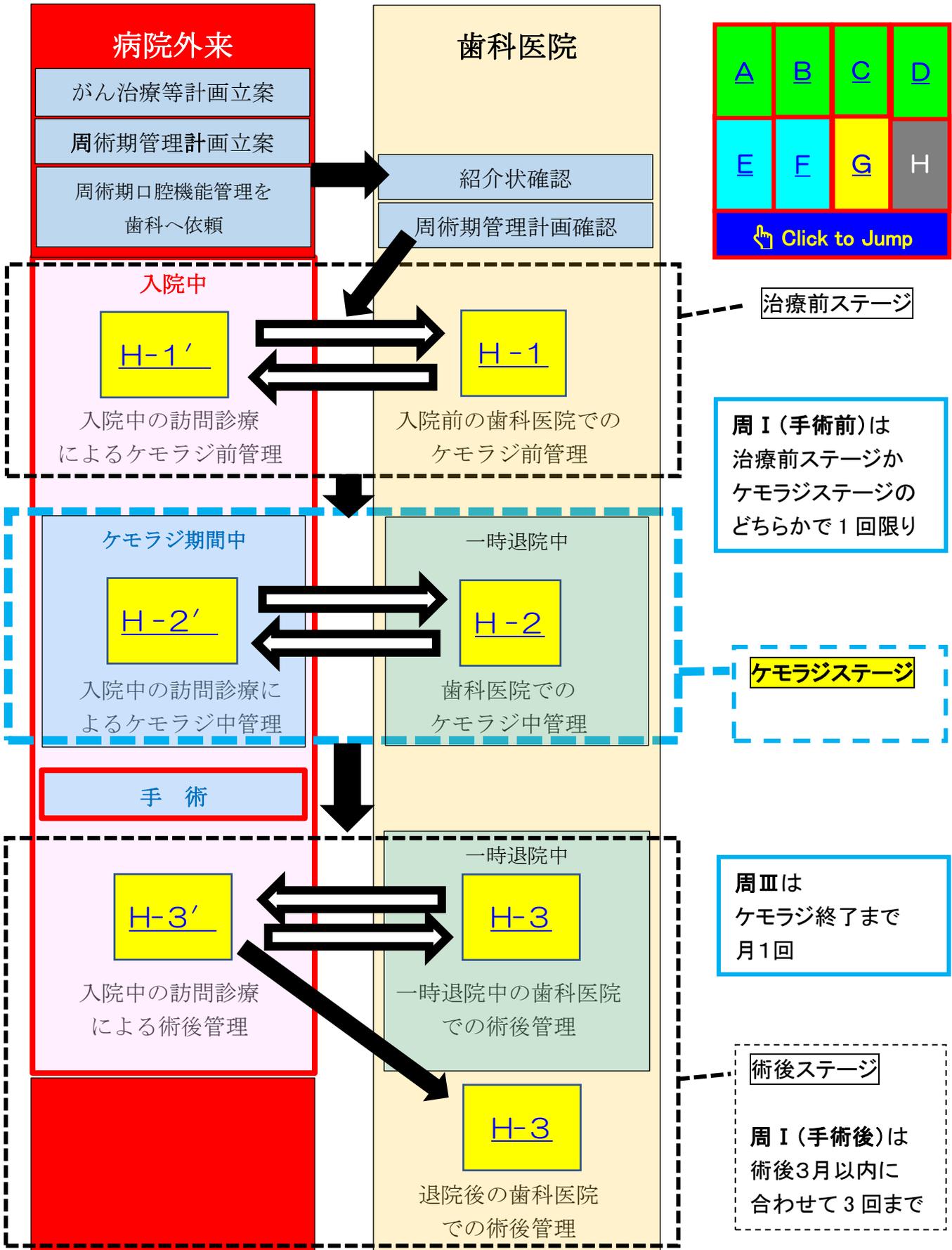
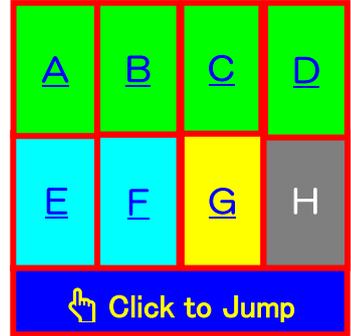
- ・周術期等口腔機能管理報告書
※周 I の報告書は、周 I を算定した場合のみ必要

CR→Op

周計を『紹介元病院』又は『他医院』で算定する、
ケモラジ後手術における周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



月日	部位	治療内容	点数
10/1		歯科訪問診療 1 14:06~14:33 (摘) (訪問先: 横浜医療センター)	1100
		周Ⅲ ※ 管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) (摘) (化学療法の実施日: 9月7日)	200
	$\frac{7}{7} \text{---} \frac{7}{7}$	歯周基本検査 別紙記載	200
	321	S R P	60×3
		術口衛 1 ※ 歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	100
		訪問歯科衛生指導料 1人 14:35~14:57 歯間部清掃をまめに行うように指導させた 歯科衛生士: ○○△△	360
10/15		歯科訪問診療 1 13:31~13:55 (摘) (訪問先: 横浜医療センター)	1100
		術口衛 2 ※ 歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	110
		エピシル口腔用液使用 10ml	766
		訪問歯科衛生指導料 1人 13:58~14:22 隣接面には歯間ブラシを使用するように指導 歯科衛生士: ○○△△	360
		情 I (別紙参照) ※	250

※周 I (手術前) は、治療前ステージ で算定していない場合、この ケモラジステージ で 1 回限り算定する。

※周Ⅲは周計算定月から月 1 回算定できる。

※術口衛 1 は、周Ⅲを算定した患者には、入院に関わらず周Ⅲ算定月に月 2 回算定できる。

術口衛 1 は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できないが、同一初診内で歯管、特疾管、歯在管を算定している場合は、代わりに歯清が原則 2 月に 1 回算定できる。

※術口衛 2 は、ケモラジを実施した患者に限り算定できる (緩和ケアのみの患者は対象外)。

術口衛 2 は、一連の周術期口腔機能管理を通じて 1 回限り算定できる。2 回目以降行った場合は、エピシル口腔用液薬剤料のみ算定できる。

※エピシル口腔用液は、一連の治療につき原則 10ml を限度とするが、追加使用する場合は摘要欄記載が必要。追加使用の回数制限は特になく、実態に応じて算定可能。

(エピシルは処方箋薬剤ではなく、ペリオクリン等と同様の特定薬剤です。)

※情 I は、必要に応じて月 1 回算定できる。

< H-2' で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）【周Ⅲ】 200点

[対象患者]

- ・周計の管理計画に基づき、がん等に係る放射線治療または化学療法を予定または実施している患者
- ・緩和ケアの対象となる患者

[算定要件]

- ・口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
※患者の状態に大きな変化がない場合は3月に1回の文書提供でよい
- ・摘要欄記載：『放射線治療または化学療法の実施日』

[算定回数・その他]

- ・周計を算定した月から、月1回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置1【術口衛1】 100点

[対象患者]

- 周Ⅲを算定した患者（入院中でなくてもよい）
（参考：周Ⅰまたは周Ⅱを算定した患者は入院中の患者に限る）

[算定要件]

- ・歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・周Ⅲを算定した月に、月2回
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置2【術口衛2】 110点

[対象患者]

- 周Ⅲによる口腔機能の管理を行っている患者のうち、放射線治療または化学療法の副作用により口腔粘膜炎を発症した患者

[算定要件]

- ・歯科医師又は歯科衛生士による専門的口腔清掃及び口腔粘膜保護剤を使用した口腔粘膜処置
- ・口腔粘膜保護剤を使用した疼痛緩和処置を行い、使用した材料名をカルテ記載
- ・口腔内の状態、治療内容（歯科衛生士が行う場合は歯科衛生士に指示した内容、歯科衛生士名）をカルテ記載
- ・歯科衛生士が行った場合、歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・一連の周術期等口腔機能管理を通じて1回限り
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない
- ・同日に「術口衛1」は併算定できないが、日~~が~~異なれば同月併算定可

診療情報提供料Ⅰ【情Ⅰ】 250点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

(紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる)

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者1人につき、月1回限り

※ **治療前ステージ** で算定していない場合に限り算定できる項目

周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)【周Ⅰ】(手術前) 280点

[対象患者]

周計の管理計画に基づき手術を予定する患者(周計参照)

[算定要件]

- ・手術前の周術期における口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『手術予定日』 ※『未定』でも可

[算定回数・その他]

- ・手術前1回のみ
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

< **H-2'** で作成する文書 >

- 1：受診報告書(任意)・・・資料①
- 2：周術期等口腔機能管理報告書(周Ⅰ・Ⅲの算定要件)・・・資料③
※周Ⅰの報告書は、周Ⅰを算定した場合のみ必要
- 3：診療情報提供文書(情Ⅰ)(任意)・・・資料④
※情Ⅰを算定した場合のみ必要
- 4：歯科衛生士業務に関する記録(術口衛1・2の算定要件)・・・資料⑤

< **H-2'** で診療後に行う事 >

【〇〇病院 △△科へ】

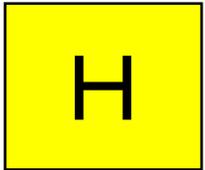
- ・受診報告書(任意) ← FAXもしくは郵送
- ・診療情報提供文書(任意) ← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ

【患者さんへ文書提供】

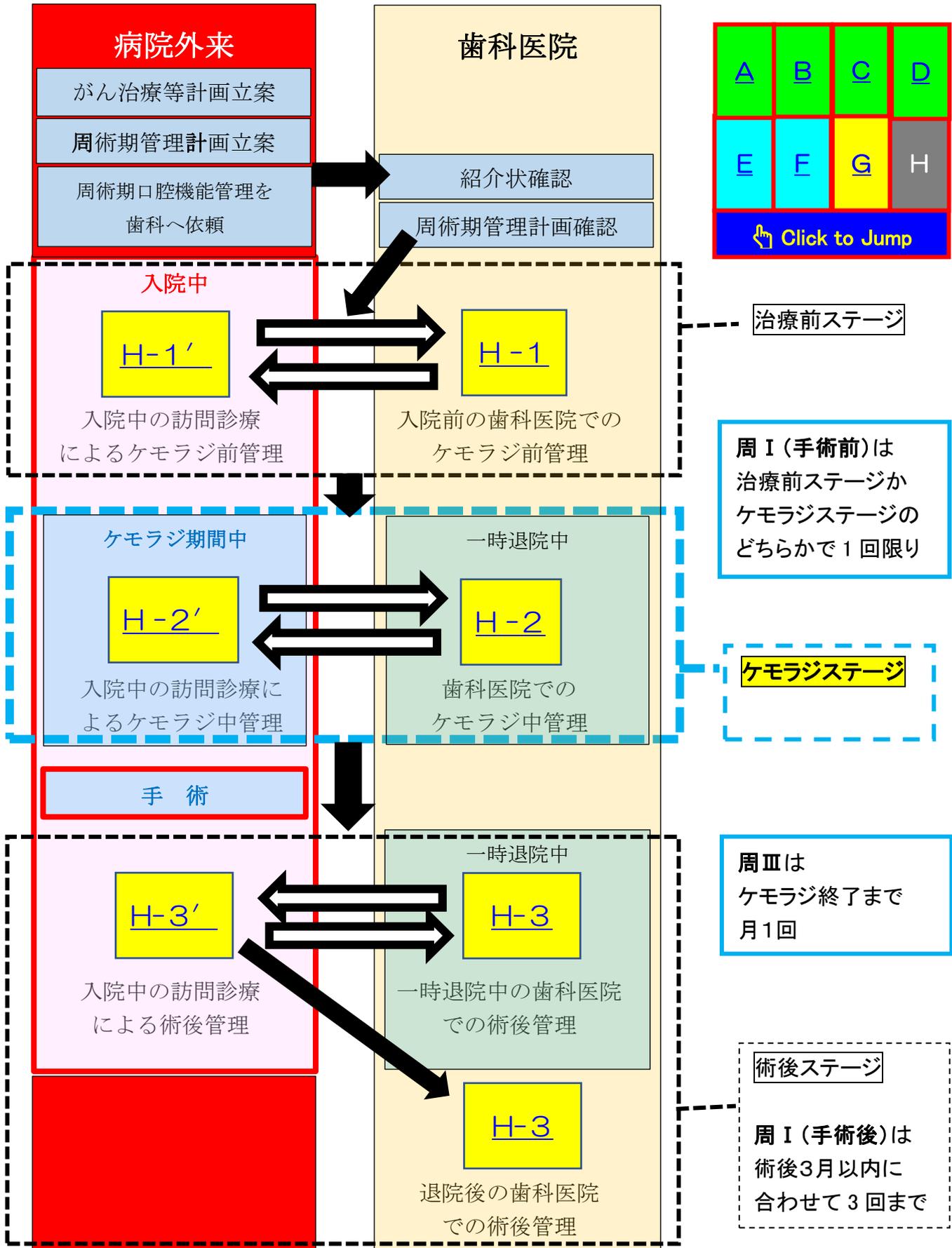
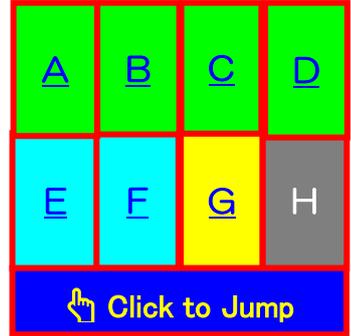
- ・周術期等口腔機能管理報告書
※周Ⅰの報告書は、周Ⅰを算定した場合のみ必要

CR→Op

周計を『紹介元病院』又は『他医院』で算定する、
ケモラジ後手術における周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



月日	部位	治療内容	点数
11/1		再診 明細 再外来環 1	56+1+3
		管理報告書の作成 ← 週Ⅲ 管理報告書 (別紙参照) (患者に文書提供) (摘) (化学療法の実施日: 9月7日)	※ 200
	$\frac{7}{7} \text{---} \frac{7}{7}$	歯周基本検査 別紙記載	200
	123	S R P	60×3
		歯科衛生士業務に関する記録の作成 ← 術口衛1 歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	※ 100
		実地指 (患者に文書提供)	80
11/15		再診 明細 再外来環 1	56+1+3
		歯科衛生士業務に関する記録の作成 ← 術口衛2 歯科衛生士: ○○△△ 歯科衛生士の業務に関する記録 (別紙参照)	※ 110
		エピシル口腔用液使用 10ml	766
		診療情報提供文書の作成 ← 情Ⅰ (別紙参照)	※ 250

※周Ⅰ (手術前) は、**治療前ステージ** で算定していない場合、この **ケモラジステージ** で1回限り算定する。

※週Ⅲは周計算定月から月1回算定できる。

※術口衛1は、週Ⅲを算定した患者には、入院に関わらず週Ⅲ算定月に月2回算定できる。
 術口衛1は、歯科衛生士がいない医療機関では算定できないが、同一初診内で歯管、特疾管、歯在管を算定している場合は、代わりに歯清が原則2月に1回算定できる。

※術口衛2は、ケモラジを実施した患者に限り算定できる (緩和ケアのみの患者は対象外)。
 術口衛2は、一連の周術期口腔機能管理を通じて1回限り算定できる。2回目以降行った場合は、エピシル口腔用液薬剤料のみ算定できる。

※エピシル口腔用液は、一連の治療につき原則10mlを限度とするが、追加使用する場合は摘要欄記載が必要。追加使用の回数制限は特になく、実態に応じて算定可能。

(エピシルは処方箋薬剤ではなく、ペリオクリン等と同様の特定薬剤です。)

※情Ⅰは、必要に応じて月1回算定できる。

< **H-2** で算定できる項目 >

周術期等口腔機能管理料（Ⅲ） **【周Ⅲ】** 200 点

[対象患者]

- ・周計の管理計画に基づき、がん等に係る放射線治療または化学療法を予定または実施している患者
- ・緩和ケアの対象となる患者

[算定要件]

- ・口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
※患者の状態に大きな変化がない場合は3月に1回の文書提供でよい
- ・摘要欄記載：『放射線治療または化学療法の実施日』

[算定回数・その他]

- ・周計を算定した月から、月1回
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置1 **【術口衛1】** 100 点

[対象患者]

周Ⅲを算定した患者（入院中でなくてもよい）
（参考：周Ⅰまたは周Ⅱを算定した患者は入院中の患者に限る）

[算定要件]

- ・歯科衛生士による専門的口腔清掃
- ・処置を行った歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・周Ⅲを算定した月に、月2回
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない

周術期等専門的口腔衛生処置2 **【術口衛2】** 100 点

[対象患者]

周Ⅲによる口腔機能の管理を行っている患者のうち、放射線治療または化学療法の副作用により口腔粘膜炎を発症した患者

[算定要件]

- ・歯科医師又は歯科衛生士による専門的口腔清掃及び口腔粘膜保護剤を使用した口腔粘膜処置
- ・口腔粘膜保護剤を使用した疼痛緩和処置を行い、使用した材料名をカルテ記載
- ・口腔内の状態、治療内容（歯科衛生士が行う場合は歯科衛生士に指示した内容、歯科衛生士名）をカルテ記載
- ・歯科衛生士が行った場合、歯科衛生士は業務に関する記録を作成

[算定回数・その他]

- ・一連の周術期等口腔機能管理を通じて1回限り
- ・同月に「歯清」、「在口衛」、「非経口処」は算定できない
- ・同日に「術口衛1」は併算定できないが、日数異なれば同月併算定可

診療情報提供料Ⅰ【情Ⅰ】 250点

[対象患者]

別の保険医療機関での診療の必要を認めた患者

(紹介先は保険医療機関だけでなく薬局や保健・福祉関係機関、義務教育学校も含まれる)

[算定要件]

診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、提供文書の写しをカルテに添付

[算定回数・その他]

紹介先機関ごとに患者1人につき、月1回限り

※ **治療前ステージ** で算定していない場合に限り算定できる項目

周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)【周Ⅰ】(手術前) 280点

[対象患者]

周計の管理計画に基づき手術を予定する患者(周計参照)

[算定要件]

- ・手術前の周術期における口腔機能の管理
- ・管理報告書を作成し、患者へ文書提供、カルテに写しを添付
- ・摘要欄記載：『手術予定日』 ※『未定』でも可

[算定回数・その他]

- ・手術前1回のみ
- ・同月に「歯管」、「小機能」、「口機能」、「特疾管」、「医管」、「がん治療連携指導料」、「歯在管」、「在歯管」、「歯科矯正管理料」は算定できない

< **H-2** で作成する文書 >

- 1：受診報告書(任意)・・・資料①
- 2：周術期等口腔機能管理報告書(周Ⅰ・Ⅲの算定要件)・・・資料③
※周Ⅰの報告書は、周Ⅰを算定した場合のみ必要
- 3：診療情報提供文書(情Ⅰ)(任意)・・・資料④
※情Ⅰを算定した場合のみ必要
- 4：歯科衛生士業務に関する記録(術口衛1・2の算定要件)・・・資料⑤

< **H-2** で診療後に行う事 >

【〇〇病院 △△科へ】

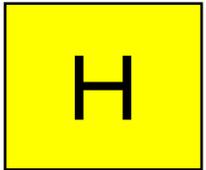
- ・受診報告書(任意) ← FAXもしくは郵送
- ・診療情報提供文書(任意) ← 患者に渡し、〇〇病院の担当科へ

【患者さんへ文書提供】

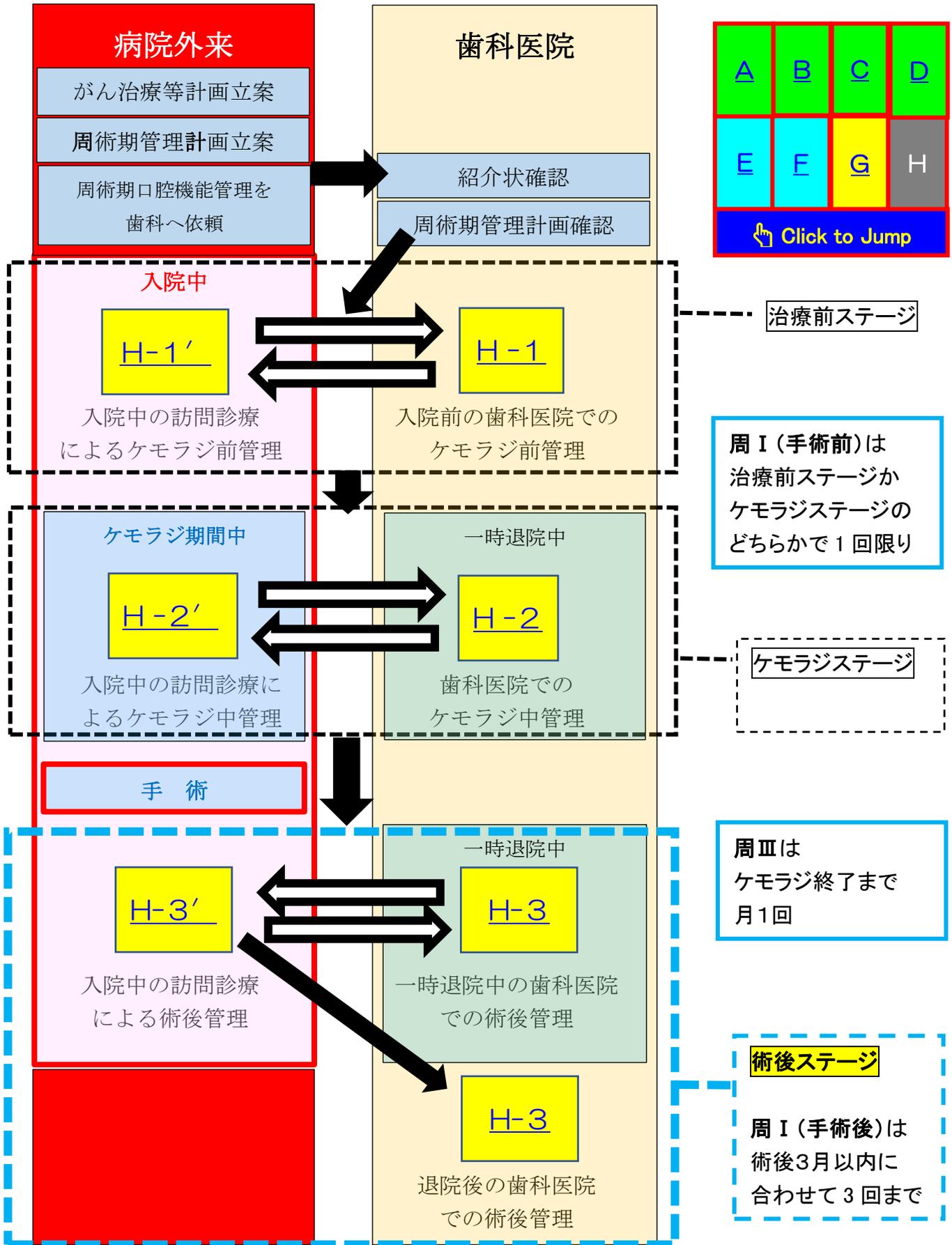
- ・周術期等口腔機能管理報告書
※周Ⅰの報告書は、周Ⅰを算定した場合のみ必要

CR→Op

周計を『紹介元病院』又は『他医院』で算定する、
ケモラジ後手術における周術期管理



周術期等口腔機能管理は、以下に示したチャートのような流れとなる。



A	B	C	D
E	E	G	H
Click to Jump			

H-3'

ケモラジ後手術後における周術期管理(入院先への訪問診療)



A-2'

と同じ

H-3

ケモラジ後手術後における周術期管理(歯科医院にて)



A-2

と同じ

(参考資料)

SUNSTAR ホームページ <https://ikashikarenkei.com/point26.html>

令和2年度診療報酬改定の概要 (厚生労働省保険局医療課)

社会保険歯科診療報酬点数早見表 (日本歯科医師会)

歯科点数表の解釈 令和4年4月版 (社会保険研究所)